

豊中市多文化共生指針

平成26年（2014年）2月

豊中市

目 次

序 章 指針について	1
1. 策定の趣旨	1
2. 国際化・多文化共生をめぐる主な国・府の動き	2
3. 位置づけ	2
第1章 本市の現状と課題	3
1. 外国人の状況	3
2. 「多文化共生に関するアンケート調査」からみた市民の意識と実態	5
3. 国際化・多文化共生に向けた取り組み状況と今後の課題	23
第2章 基本的な考え方	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	28
第3章 今後の取り組み方向	30
1. 人権尊重の文化が根づくまち	30
2. 外国人市民が安心して暮らせるまち	30
3. 多文化共生をみんなで進めるまち	32
4. 国際感覚にあふれたまち	32
第4章 指針の推進に向けて	33
1. 市の推進体制	33
2. とよなか国際交流センター	33
3. 市民や市民団体、事業者、関係機関等との連携	33
4. 国、大阪府、他市町村との連携	33

序 章 指針について

1. 策定の趣旨

国は、昭和 62 年(1987 年) 3 月に、社会・経済全般にわたって国際化が進展したことにともなって、地方自治体が国際交流施策を策定・展開するための指針として、「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」を策定しました。そして、平成 18 年(2006 年) 3 月には、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、外国人¹住民を生活者・地域住民として認識のうえ、地域において必要とされる具体的取り組みを提言した、有識者や行政担当者などで構成する「多文化共生の推進に関する研究会²」(以下、「多文化共生研究会」という。)の報告書を公表するとともに、地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定参考資料として「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市においても、平成 3 年(1991 年) 9 月に豊中市国際交流委員会³から本市の国際交流の基本的なあり方をまとめた「豊中市のめざす国際交流(提言)」を受け、平成 5 年(1993 年) 10 月に財団法人とよなか国際交流協会を設立するとともに、同年 11 月には「とよなか国際交流センター」を開設しました。また、平成 11 年(1999 年) 3 月には国際化施策推進懇話会⁴から「今後の国際化施策のあり方について(提言)」を受けて、平成 12 年(2000 年) 5 月に「外国人も市民として誰もが住みよい世界に開かれた地域社会の創造」を基本理念とする「豊中市国際化施策推進基本方針」(以下、「国際化基本方針」という。)を策定し、就労や入居における差別や、差別を回避するために、その意に反して本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題をはじめとする外国人の人権擁護や多文化共生に向けた啓発、国際理解教育の推進、渡日・帰国児童生徒の学習支援、行政情報の多言語化、日本語の不自由な人等への生活支援、国際交流・国際協力・外国人支援等の市民活動の促進などに取り組むとともに、自治基本条例に基づく、外国人を含む市民投票制度を設けるなど、国際化・多文化共生施策の推進に努めてきました。

この「豊中市多文化共生指針」(以下、「本指針」という。)は、これまでの国際化基本方針を引き継ぎ、国際化基本方針策定後の社会・経済状況の変化や国の提言等をふまえて、新たな課題やニーズに対応し、多文化共生のまちづくりを推進するために策定しました。

¹ この指針では「外国人」「日本人」という言葉を使いますが、日本で生まれて外国に一度も行ったことがない外国籍の人や、日本国籍を持っていても外国で生まれ、日本語がまったく話せない人もおり、「日本人」と「外国人」という分け方では表現しきれない人の存在を忘れてはならないと考えています。

² 多文化共生の推進に関する研究会：地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取り組みについて総合的・体系的に検討するために、多文化共生に関し識見を有する学識経験者並びに国、地方公共団体および関係機関の職員で構成する研究会を平成 17 年(2005 年) 6 月に設置。

³ 豊中市国際交流委員会：豊中市にふさわしい市民レベルでの国際交流のあり方について検討するために、学識経験者、在住外国人、市民など 19 人で構成する委員会を平成元年(1989 年) 9 月に設置。

⁴ 国際化施策推進懇話会：本市の国際化施策を総合的、計画的に推進するための基本計画の策定にあたり、広く市民および関係者の意見を聴くために、学識経験者、在住外国人、市民、関係機関 15 人で構成する懇話会を平成 10 年(1998 年) 1 月に設置。

2. 国際化・多文化共生をめぐる主な国・府の動き

日本で暮らす外国人は、歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く住んでいますが、近年では中国をはじめアジアや南米の国々から多くの人々が来日し、平成 20 年(2008 年)まで増加の一途をたどるとともに、多国籍化が進みました。また、日本国内での永住許可や日本国籍を取得する人が増え、定住化が進むほか、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々が増えています。

こうしたなか、国は、平成 18 年(2006 年)の「地域における多文化共生プラン」の策定以降も、平成 19 年(2007 年)3月に、防災ネットワークや外国人住民への行政サービスの確かな提供のあり方の検討を行い、必要とされる取り組みについて提言した「多文化共生研究会」の報告書を公表し、平成 22 年(2010 年)3月と平成 23 年(2011 年)3月には、地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた課題や、地方公共団体における多文化共生施策の企画・立案、推進の情報の提供など、地方公共団体の取り組みを支援するため、有識者と行政担当者などによる「多文化共生の推進に関する意見交換会」の報告書を公表しました。さらに、平成 24 年(2012 年)12月には、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取り組み事例の把握および課題の解決方法を検討し、今後のさらなる多文化共生の取り組みを促進するための「多文化共生研究会」の報告書を公表しました。

大阪府においても、平成 4 年(1992 年)5月に、大阪が持つ国際機能の一層の向上を図り、世界都市として大きく発展するため、国際交流の分野で府自ら率先して取り組むべき課題や、府民や関係機関との協力のあり方等を明らかにした「大阪府国際化推進基本方針」を策定し、このなかで「国籍や民族を問わずすべての人々が、同じ人間として尊重し合い、違いを認め合って共生していく地域社会づくり」の推進を図るとともに、平成 14 年(2002 年)12月には、「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、共に暮らすことのできる共生社会の実現」に向けて在日外国人施策を推進するため「大阪府在日外国人施策に関する指針」を策定しています。

3. 位置づけ

本指針は、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念とする「第3次豊中市総合計画」の分野別計画であり、国際化基本方針の成果と課題をふまえ、これを引き継ぎ、多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくための基本目標や取り組みの方向性を示すものです。

第1章 本市の現状と課題

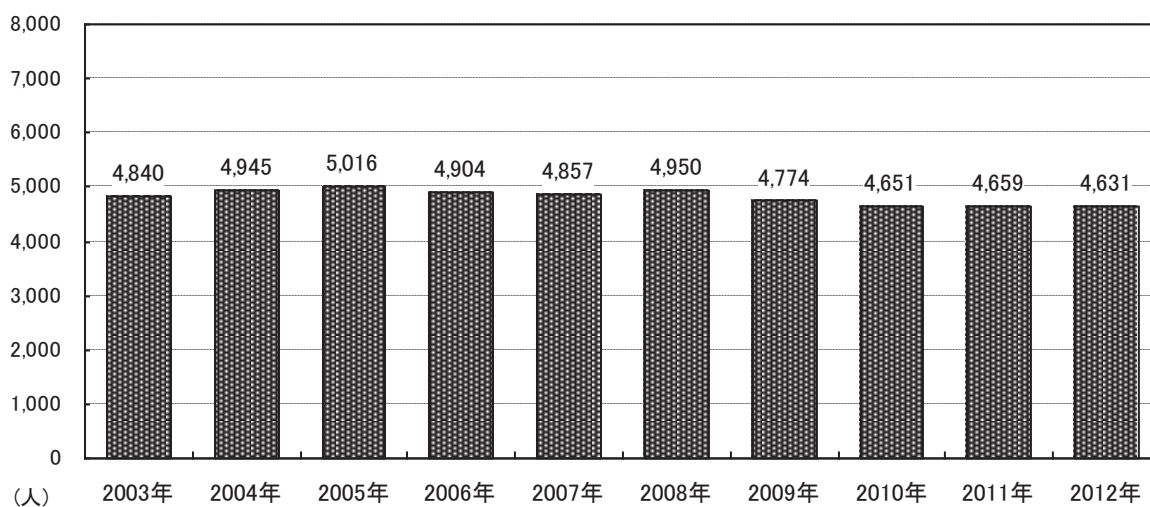
1. 外国人の状況

(1) 人口・世帯数

平成24年(2012年)12月末現在、住民基本台帳に登録された日本の国籍を有しない人(以下、「外国籍住民」という。)の総数は4,631人で、同時期の本市における人口総数397,913人の約1.16%を占めています。また、外国籍住民を含む世帯数⁵については2,582世帯で、市内全世帯181,203世帯の1.42%となっています。

平成15年(2003年)以降の人口の推移をみると、平成17年(2005年)に最も多い5,016人(人口総数比 約1.3%)を数えましたが、その後については緩やかな減少傾向がみられます。

図1 人口推移《豊中市》



資料：市民協働部市民窓口センター市民課

(毎年12月末の数値。2011年までは外国人登録人口、2012年は住民基本台帳人口)

⁵ 住民基本台帳から抽出。

(2) 国籍・地域、年齢別にみた傾向

国籍・地域別にみると、平成24年(2012年)12月末現在、韓国・朝鮮が最も多く、外国籍住民全体の48.4%を占めていますが、経年的に減少の傾向にあります。これに次いで、中国・台湾⁶が26.2%と多くみられますが、平成20年(2008年)以降はそれまでの増加基調から横ばいへと傾向が変わっています。以下、フィリピン(3.3%)、アメリカ(2.5%)、ベトナム(2.1%)、タイ(1.5%)、インドネシア・インド・ブラジル(各1.5%)、ペルー(1.1%)などの順となっています。

年齢別では、平成24年(2012年)10月1日現在、0歳から14歳までの年少人口が外国籍住民全体の7.3%、15歳から64歳までの生産年齢人口が79.5%、65歳以上の老年人口が13.2%となっています。

一方、市民全体では、同時期の65歳以上の高齢者の割合が22.7%で、外国籍住民の方が約10ポイント低くなっていますが、毎年割合は少しずつ上昇しており、韓国・朝鮮では23.1%が65歳以上で高齢化が進みつつあります。

表1 人口推移《国籍・地域別》

国 籍	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
総数	4,840	4,945	5,016	4,904	4,857	4,950	4,774	4,651	4,659	4,631
韓国・朝鮮	2,694	2,702	2,652	2,566	2,478	2,489	2,402	2,346	2,319	2,240
中国・台湾	1,033	1,069	1,094	1,097	1,144	1,221	1,167	1,166	1,195	1,215
フィリピン	112	128	144	167	150	163	174	164	154	155
ベトナム	42	36	44	86	104	115	107	82	93	98
タイ	62	67	65	55	52	63	62	66	70	71
インドネシア	32	28	37	38	44	66	64	79	76	69
インド	53	45	61	48	48	52	45	48	52	69
ネパール	16	17	22	23	13	21	39	32	34	41
マレーシア	16	18	22	18	23	27	31	25	30	25
モンゴル	10	17	18	16	12	11	12	14	21	20
イラン	9	10	13	29	22	15	14	18	24	18
パキスタン	8	6	6	6	6	6	20	24	26	17
バングラデシュ	22	27	35	28	32	32	24	18	13	16
スリランカ	11	13	17	15	17	18	17	8	10	15
ミャンマー	5	11	10	9	9	8	8	7	9	10
イギリス	65	63	60	51	49	45	36	33	36	44
フランス	24	23	24	21	21	32	24	29	22	24
ドイツ	23	23	22	24	22	20	17	13	18	17
ロシア	28	31	26	22	15	18	21	15	13	14
イタリア	3	2	4	3	1	1	7	6	12	12
アメリカ	144	167	181	165	145	129	134	131	118	115
ブラジル	138	136	125	106	119	97	106	87	76	69
ペルー	59	58	54	52	60	57	51	51	51	52
カナダ	43	49	60	44	49	43	28	30	29	28
オーストラリア	31	32	32	28	33	31	26	22	19	20
エジプト	18	23	35	37	40	33	8	6	11	14
その他	139	144	153	150	149	137	130	131	128	143

資料：市民協働部市民窓口センター市民課

(毎年12月末の数値。2011年までは外国人登録人口、2012年は住民基本台帳人口)

⁶ 外国人登録制度においては、台湾出身の人の「国籍」欄を「中国(台湾)」と表記していましたが、平成24年(2012年)7月の外国人登録法の廃止および住民基本台帳法の改正にともない、住民票の「国籍・地域」欄には「台湾」と表記しています。

2. 「多文化共生に関するアンケート調査」からみた市民の意識と実態

本市では、国籍はもとより、言葉や文化、生活習慣などの違いにかかわらず、誰もが住みよい「多文化共生のまちづくり」を推進するうえでの現状と課題を把握する基礎資料⁷とするために、平成24年度(2012年度)に、「多文化共生に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施しました。

調査は、市内に在住する外国籍を有する20歳以上の市民2,000人を対象としたアンケート(以下、「外国人市民アンケート」という。)と、市内に在住する日本国籍を有する20歳以上の市民1,000人を対象としたアンケート(以下、「日本人市民アンケート」という。)を、郵送により配布し回収する方法で行い、外国人市民アンケートでは416人、日本人市民アンケートでは311人の回答を得ました。

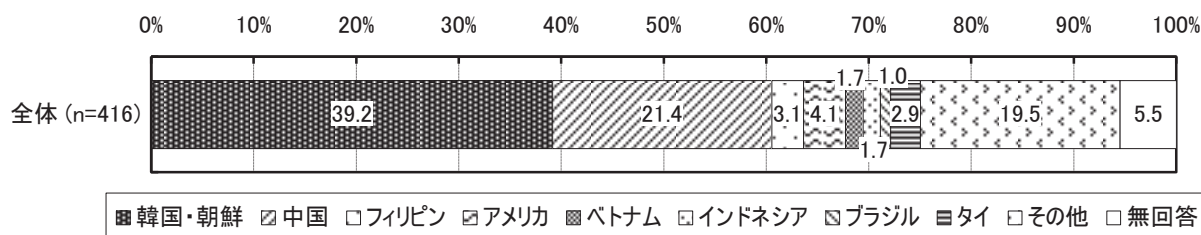
(1) 外国人市民アンケートの回答者 (図2参照)

外国人市民アンケートでは、年代が若いほど回答者が多くなっています。

国籍・地域別には「韓国・朝鮮」が39%、「中国」が21%、以下、「アメリカ」、「フィリピン」、「タイ」などとなっています。

また、回答者の多くは、一定の日本語能力があると答えています。

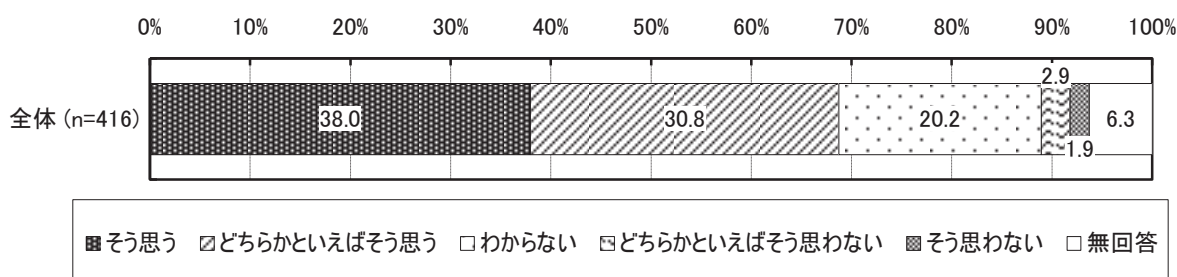
図2 国籍・出身地域



① 日本・本市での暮らしについて (図3・図4参照)

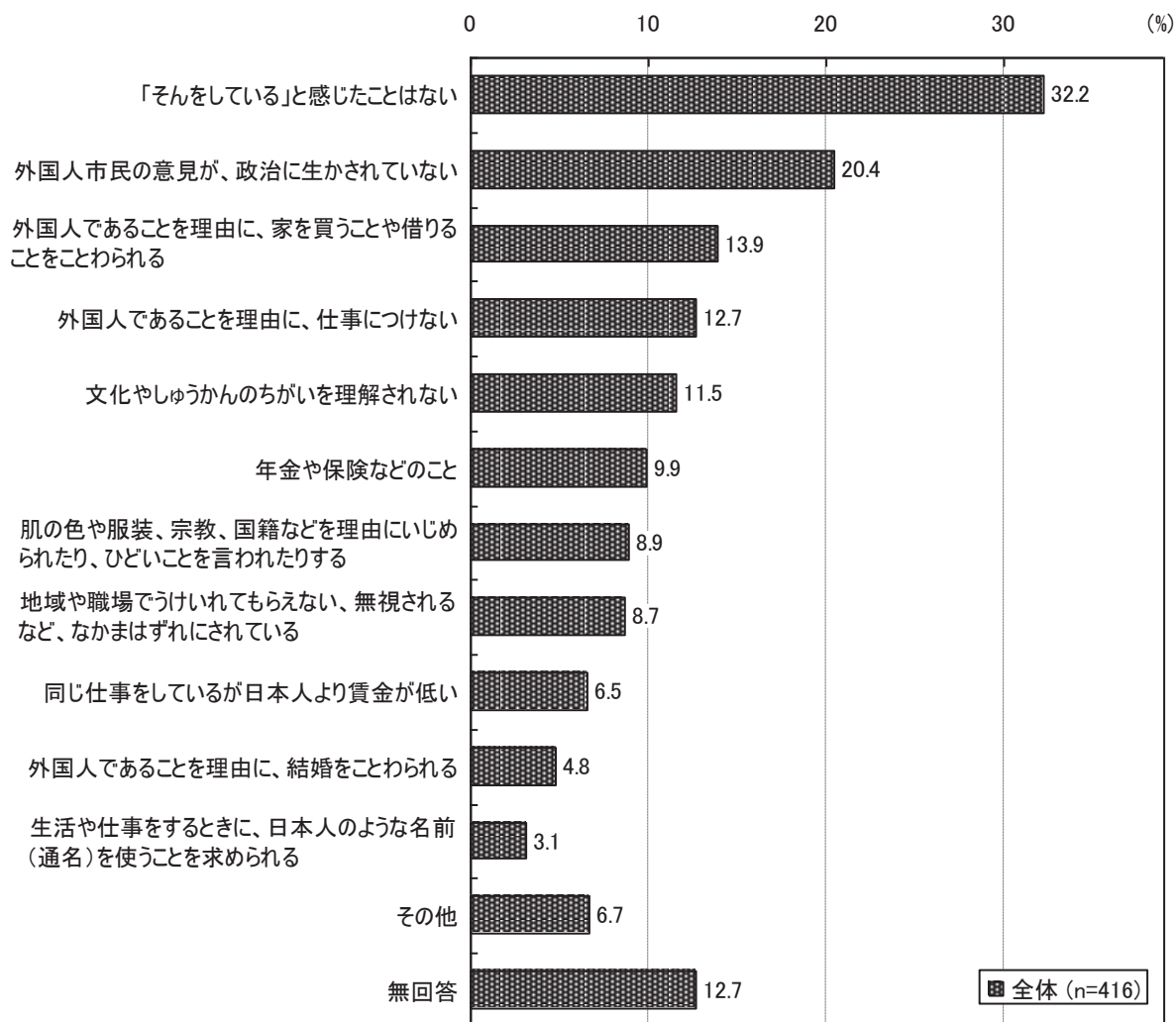
外国人市民にとって本市が住みよいまちかどうかを尋ねたところ、69%の人が肯定的な回答を寄せています。一方で、55%の人が何らかの内容で、「日本の社会でそんをしている」と感じており、内容別には政治への意見の反映、住宅、就労面などの項目が比較的多くみられます。

図3 豊中市は外国人市民にとって住みよいまちだと思いますか？



⁷ アンケート調査を補完するため、外国人などへのヒアリングも実施。

図4 あなたは、「日本の社会でそんをしている」と感じたことはありますか？



② 必要とする情報と相談の状況について(図5～図7参照)

回答者が生活上必要としている情報は、税金・年金・保険や仕事をはじめ、医療、行政サービスの内容や手続き、緊急時の対応や連絡先、子育て・教育、ごみの出し方など、非常に多岐にわたっています。

また、情報の入手先として媒体では「インターネット」が46%、人・機関では「日本人のともだち」が49%と最も多くを占めています。

困ったときの相談先についても「日本人のともだち」が51%と最も多く、次いで「日本にいる家族・しんせき」が49%を占め、「市の相談窓口」や「とよなか国際交流センター」、「外国人を支援する団体」をあげる人は少なくなっています。

図5 ふだんの生活で、どんな情報がみつようですか？

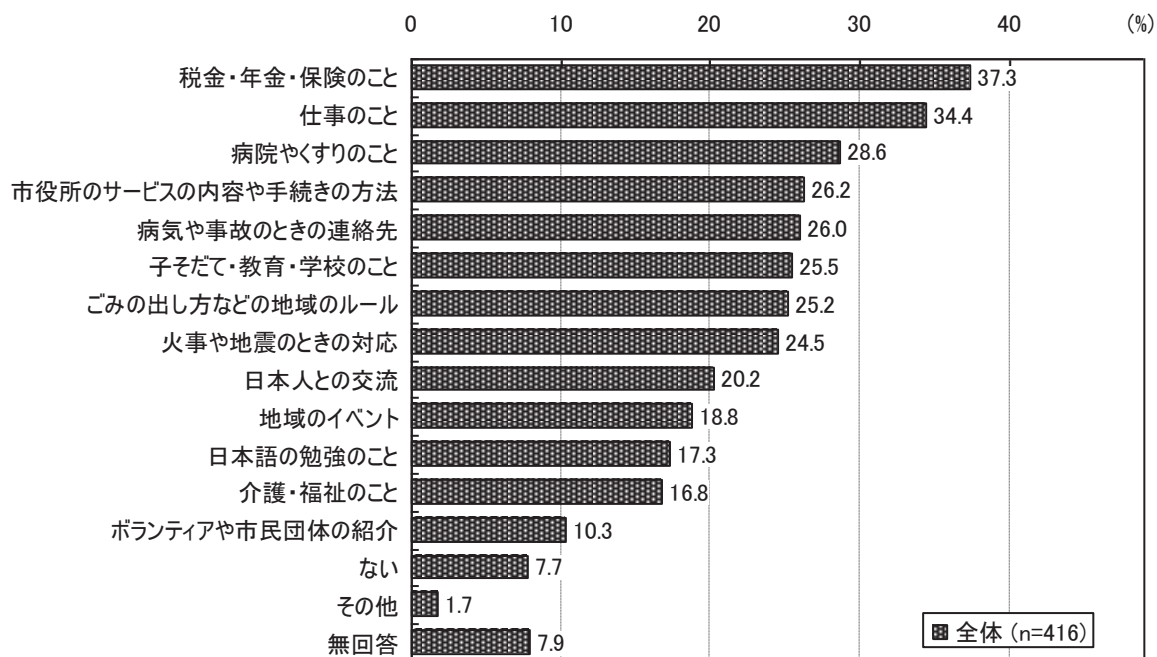


図6 どうやって、生活にみつような情報を手にいれていますか？

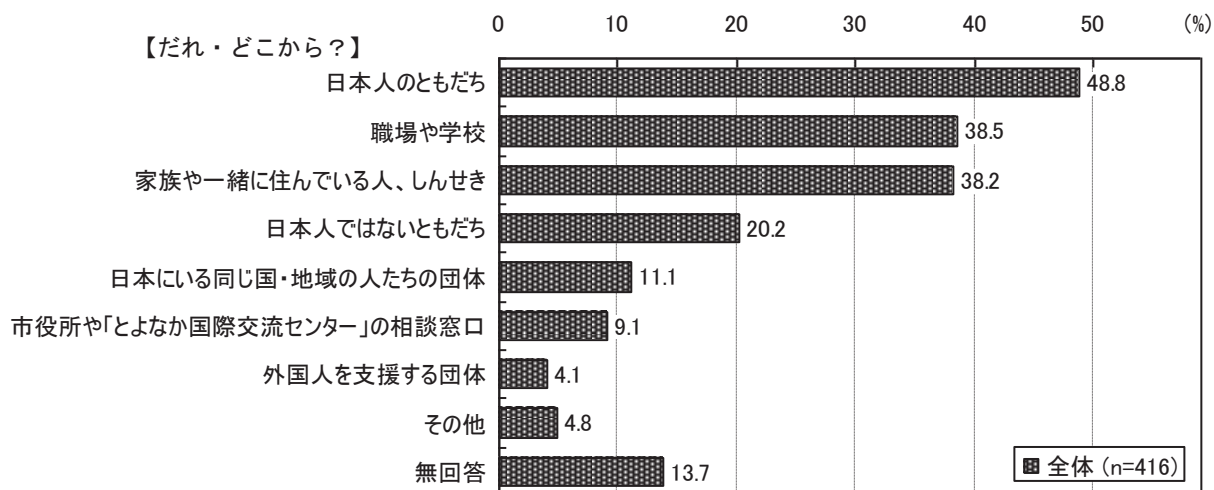
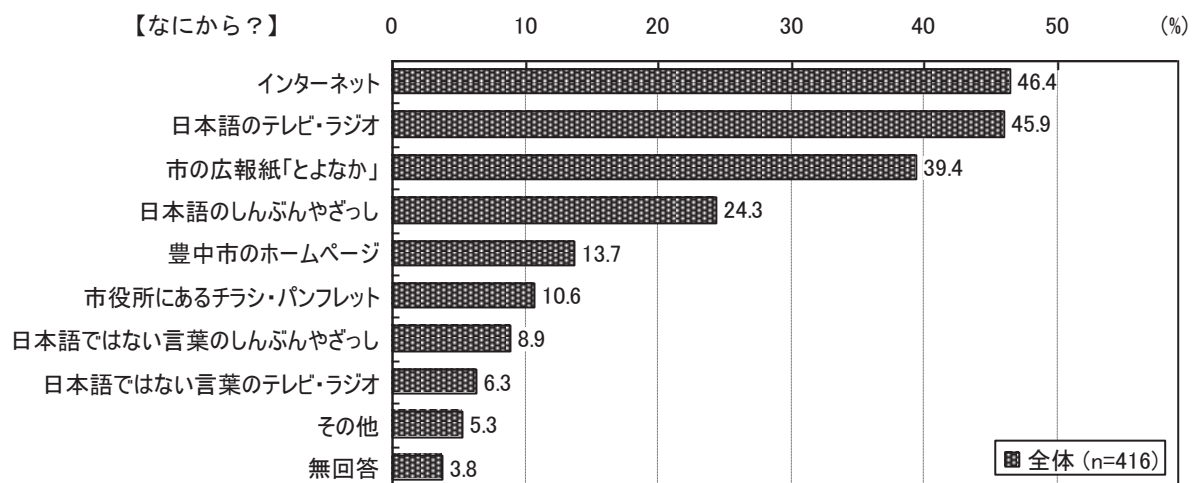
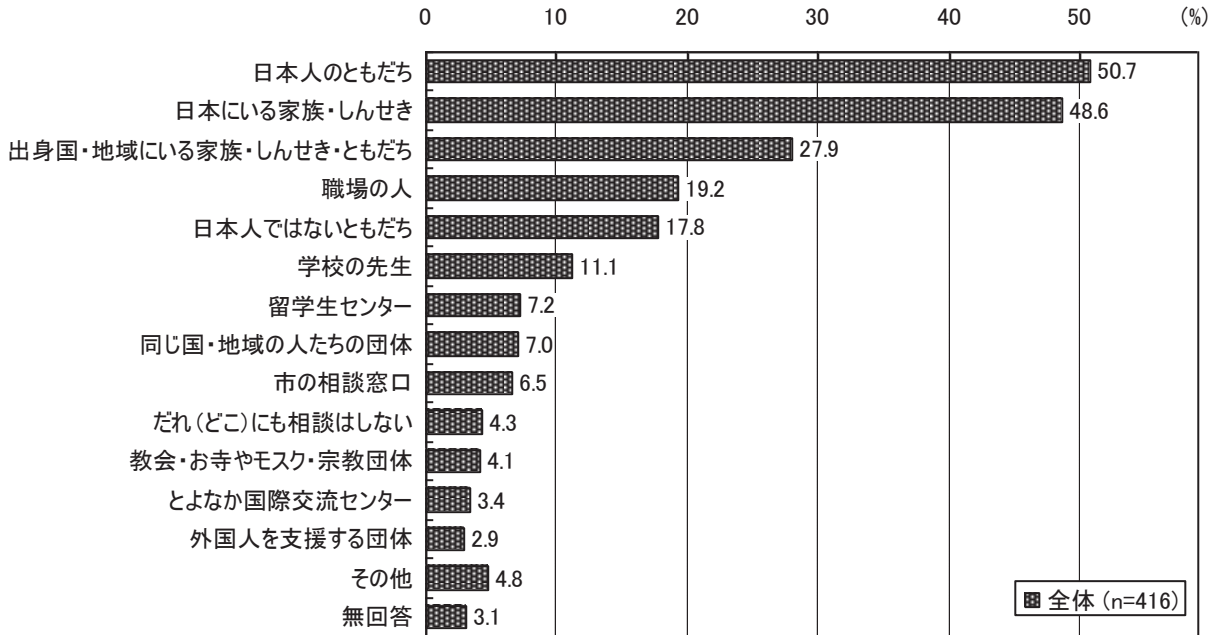


図7 困ったことなどがあつたとき、あなたはだれ（どこ）に相談していますか？



③ 行政サービス・とよなか国際交流センターの利用状況について (図8～図10参照)

本市の行政サービスのうち、利用が少なく、その理由としてサービスについて知らないことが多くを占めたものとして、市民健康診査、予防接種など保健サービスに関するものがみられました。

また、本市が発行する生活情報冊子「とよなか生活ガイドブック」は38%、広報紙「とよなかしからのおしらせ」は36%の人が利用しており、ほとんどの人が役に立ったと答えています。

とよなか国際交流センターのサービスを利用したことがある人は、最も多い「にほんごの教室」でも12%で、内容についても知らない人の割合が多くなっています。

図8 豊中市で、外国人市民が使えるサービスのなかで、あなたや家族が使ったことがあるものはなんですか？ また、使ったことがない人はその理由を教えてください。

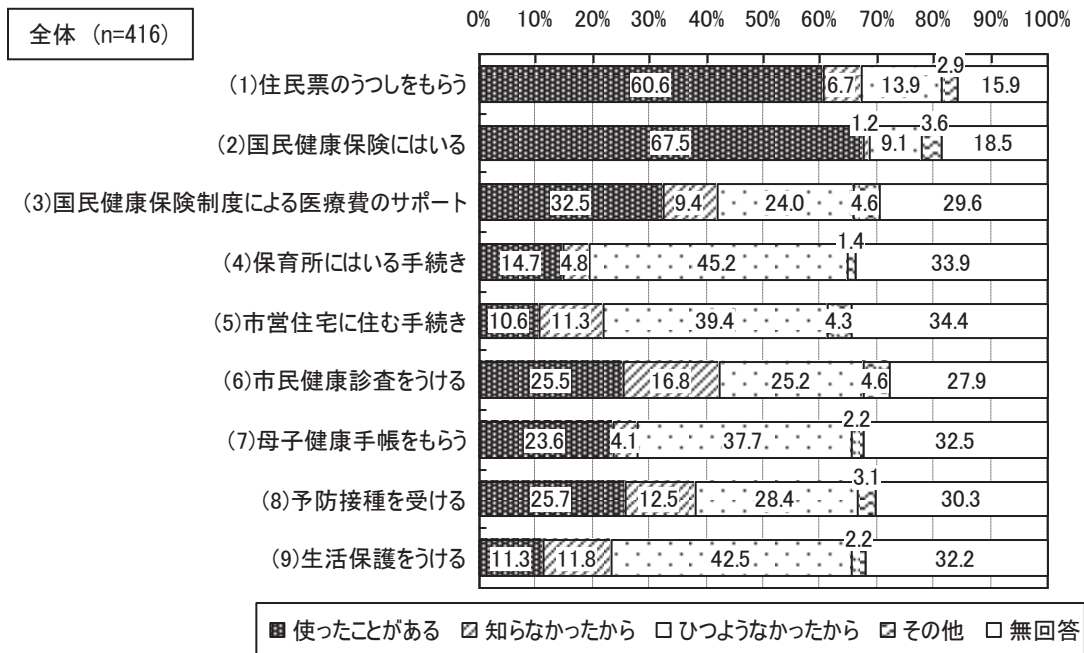


図9 あなたや家族は、豊中市が提供している日本語ではない言葉で書かれた資料（本やパンフレットなど）のうち、(1)、(2)を使ったことがありますか？使ったことがある人は、その情報は役に立ちましたか？使ったことがない人は、なぜ使ったことがないのか、理由をおしえてください

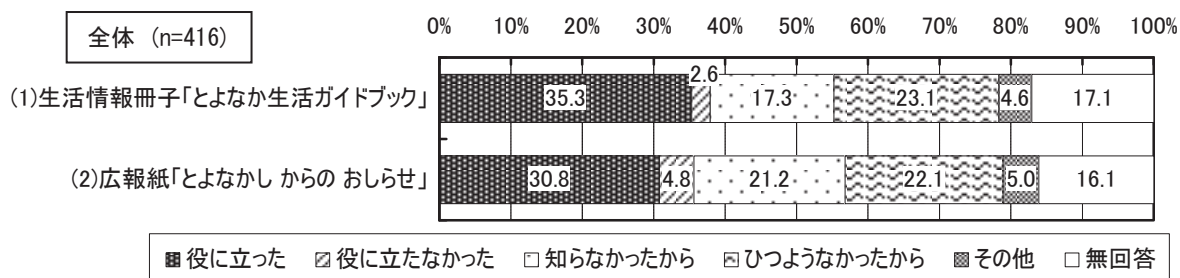
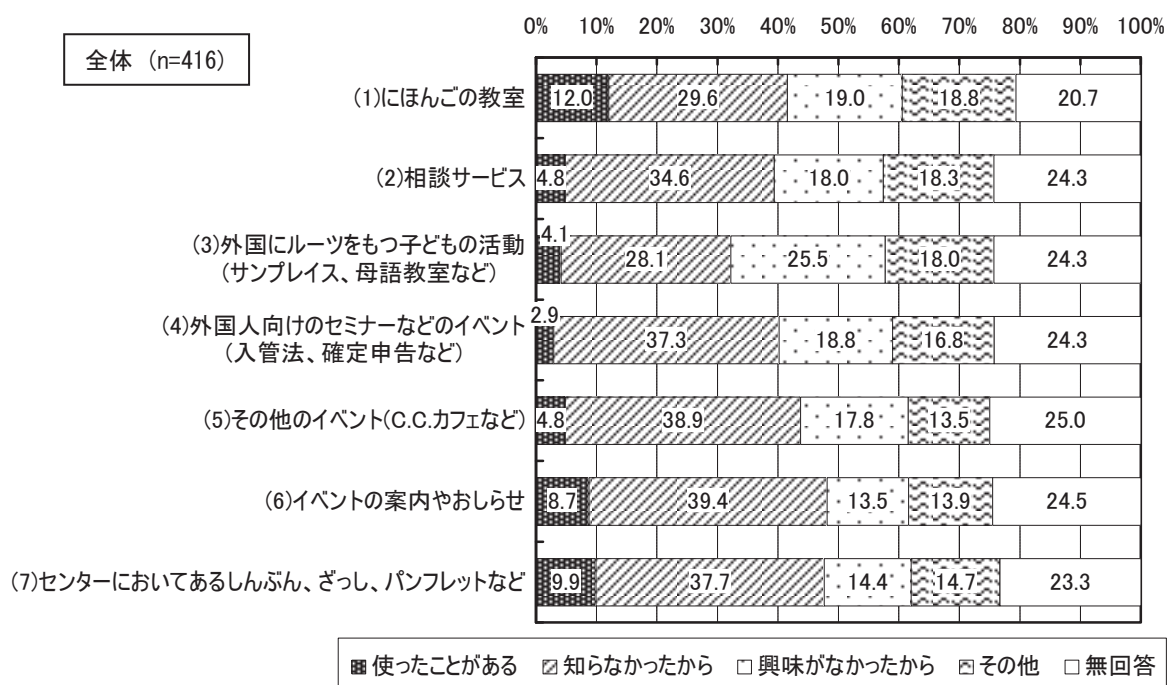


図10 豊中駅前にある「とよなか国際交流センター」のサービスで、(1)から(7)のことについて、参加したり、使ったりしたことがあるものがありますか？使ったことがない人は、なぜ使ったことがないのか、理由をおしえてください。



④ 生活実態と意識（医療、就労、防災）について（図11～図16参照）

病院や薬について困った経験を持っている人は37%で、病院がどこにあるかわからないことや日本語以外の言語での情報が少ないことが理由として比較的多くみられます。

また、働いている人は47%、求職中の人は10%で、これらの人のうち38%が仕事に関して困った経験を持っており、仕事を探す際の情報が少ないことをあげる人がやや多くみられました。

地震や台風などの災害時の避難場所について知っている人は46%にとどまっており、避難場所についての情報の入手方法がわからないという人が多くみられます。

このため、災害への不安の解消に向けて、避難場所や避難経路をわかりやすく表示したり、多言語での災害関連情報の提供を求める人が多くみられます。

図11 病院やくすりのことなどで、困っていることがありますか？

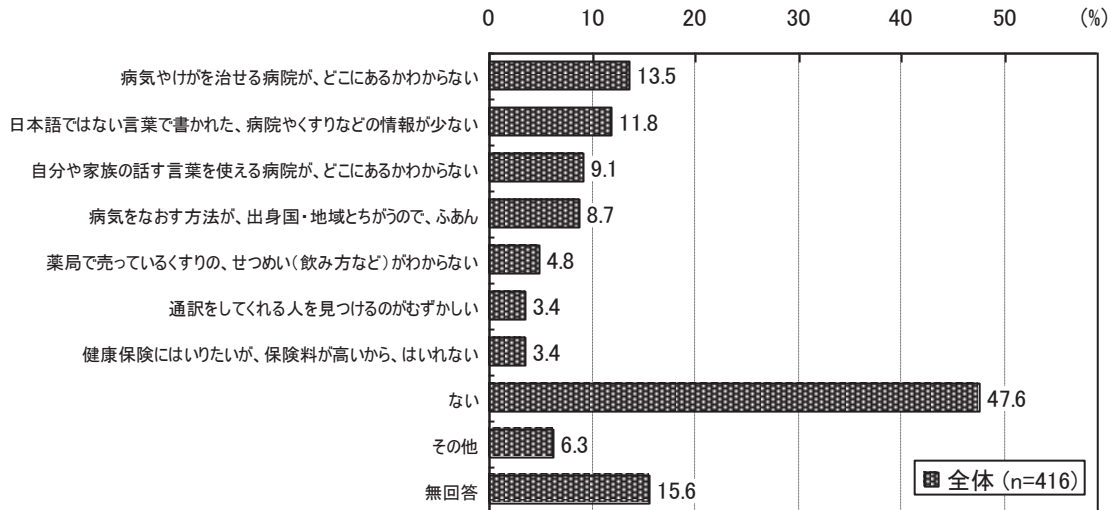


図12 あなたは仕事をしていますか？

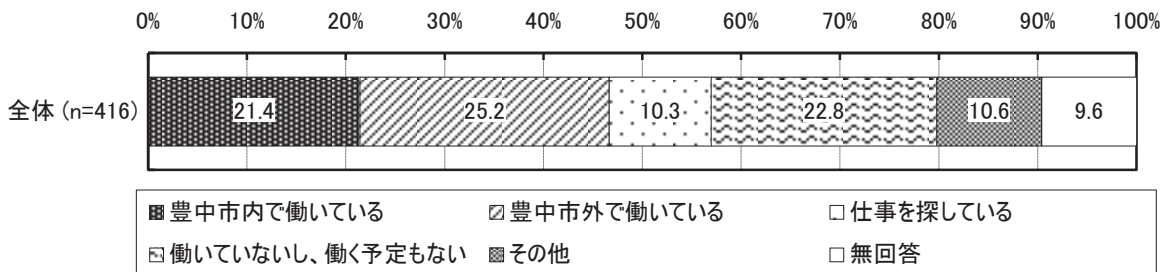


図13 あなたが、仕事のことで、困ることはなんですか？

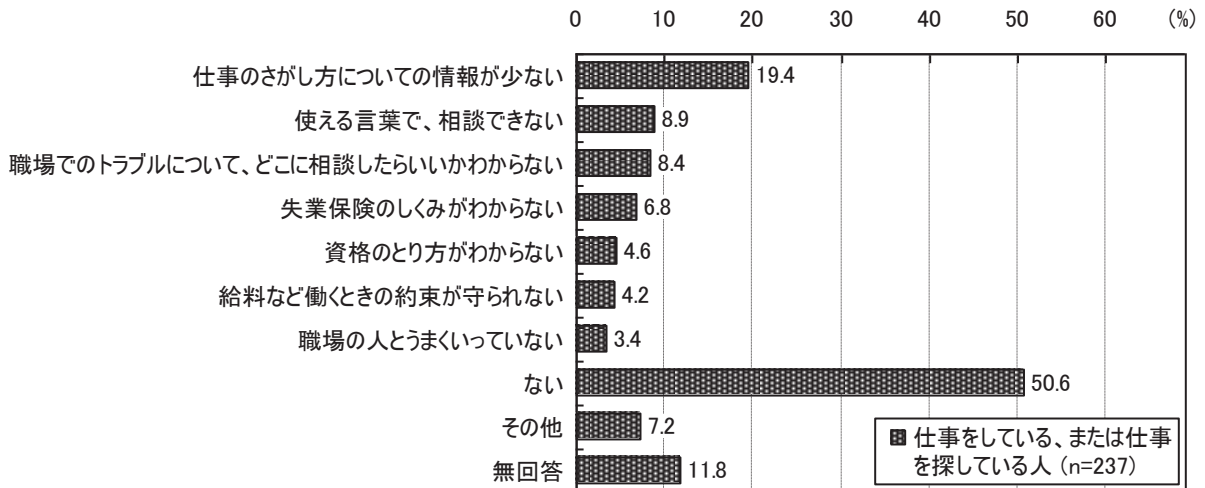


図14 あなたは、地震や台風などの災害がおきたときに、どこに逃げたいか

(=ひなん場所)を知っていますか？

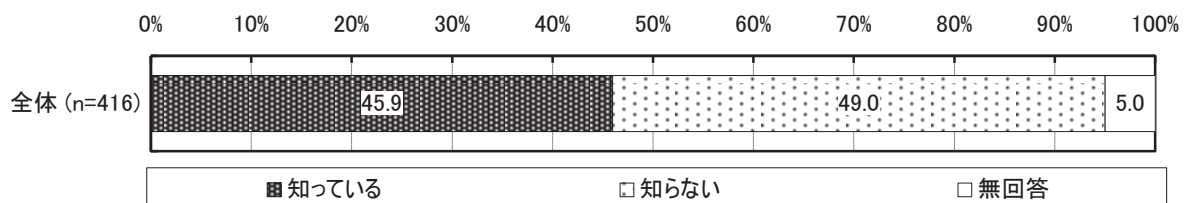


図15 ひなん場所を知らない理由は、なんですか？

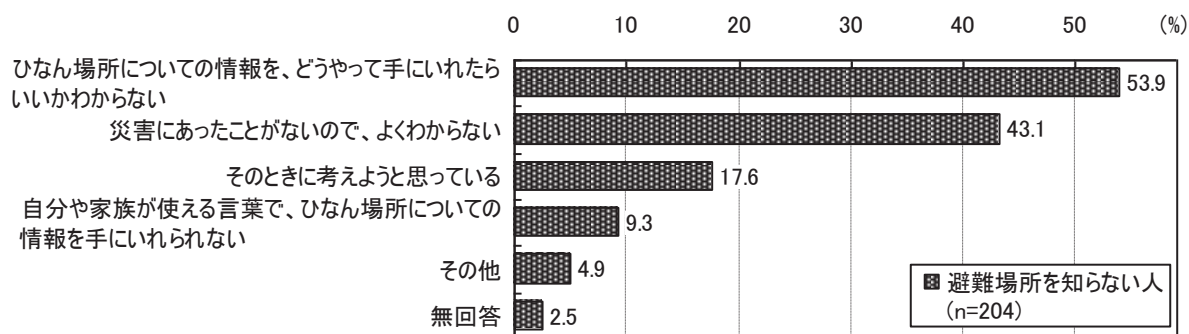
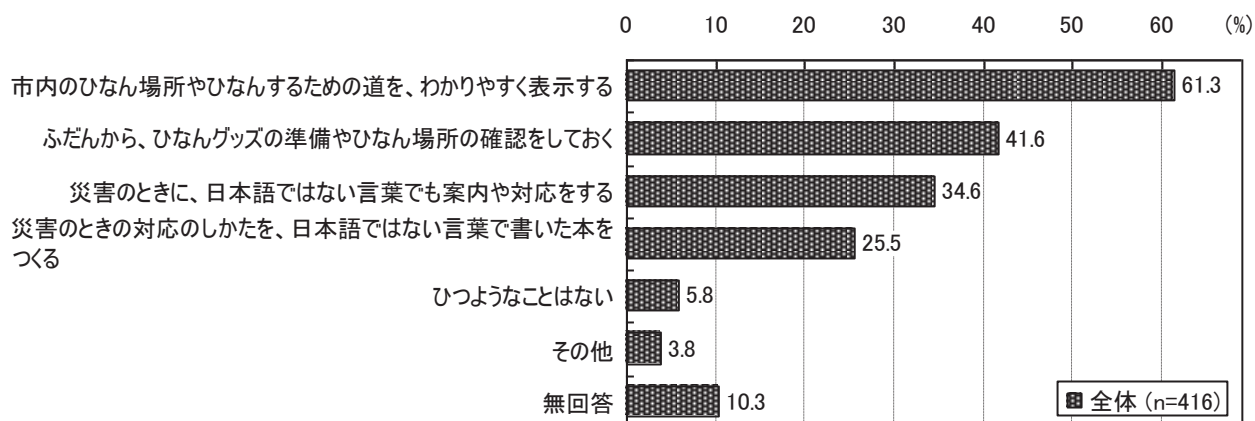


図16 災害へのふあんをなくすために、なにがひつようですか？



⑤ 子育て・教育に関する実態と意識 (図17～図21参照)

回答者の家庭にいる小・中・高校生すべての人が日本の学校に通っています。また、多くの人が、子どもについて日本語ができると回答しています。

しかし、子ども自身が困っていることでは、「先生と言葉が通じないこと」や「日本語があまりできないので、授業がわからない」という回答も寄せられています。

保護者の立場から子育てや教育について困ったり心配していることでは、子どもの進路についてが32%で、次いで、親として勉強を教えることができないことや、出身国・地域の言葉や文化を伝えることが難しいことをあげる人が多くみられます。

また、子どもたちに出身国・地域の言葉や文化を伝えることについては、ほとんどの人が重要視しています。

図17 子どもの通い先について

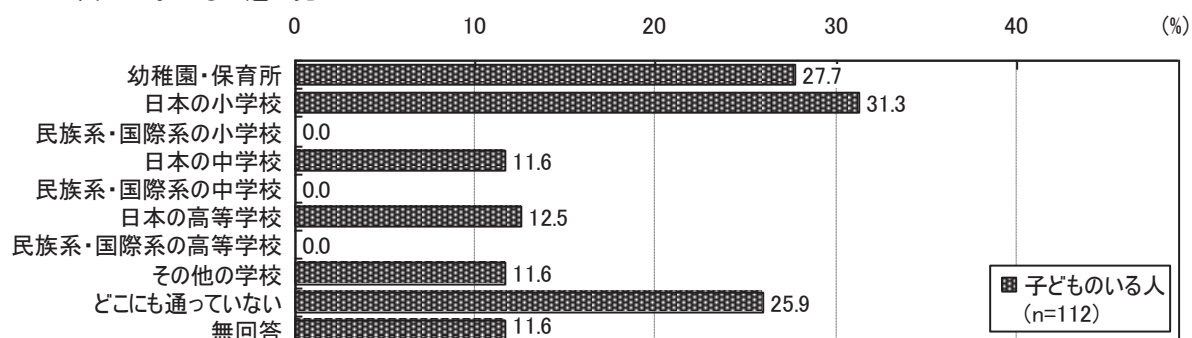


図18 子どもの日本語の状況について

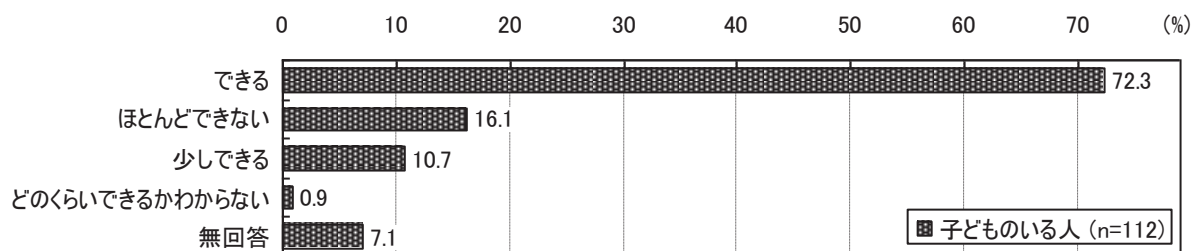


図19 子ども自身が困っていることについて

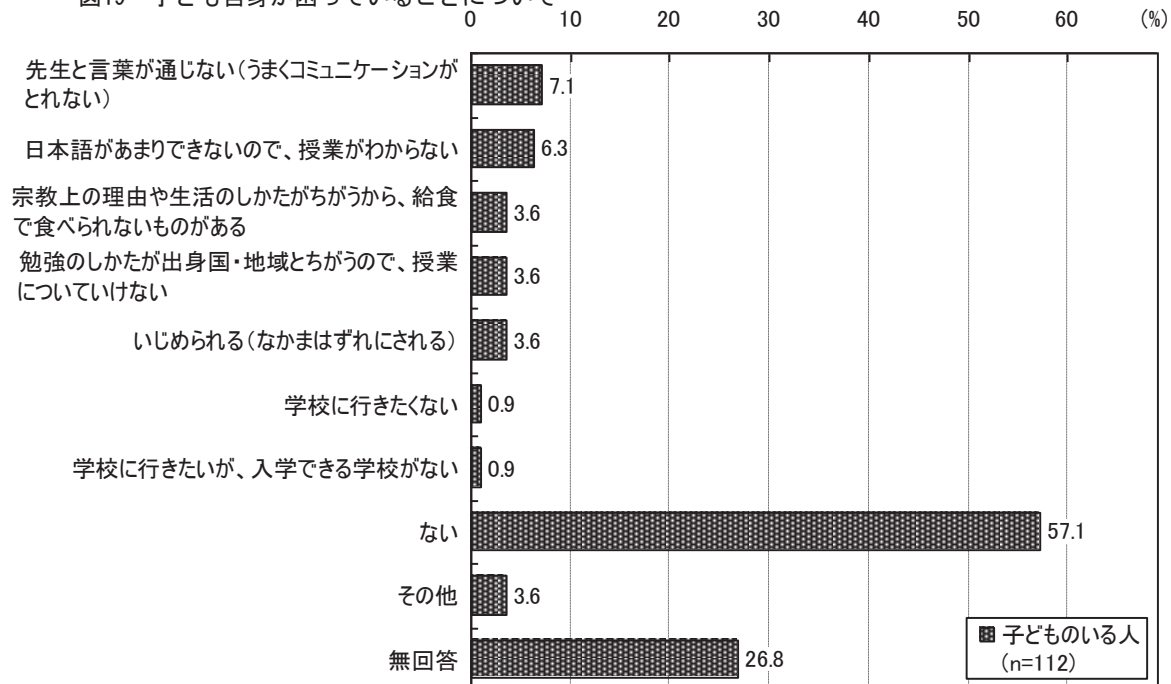


図20 子そだてや教育・学校のことで、困る（困った）こと、心配する（心配した）ことがありますか？

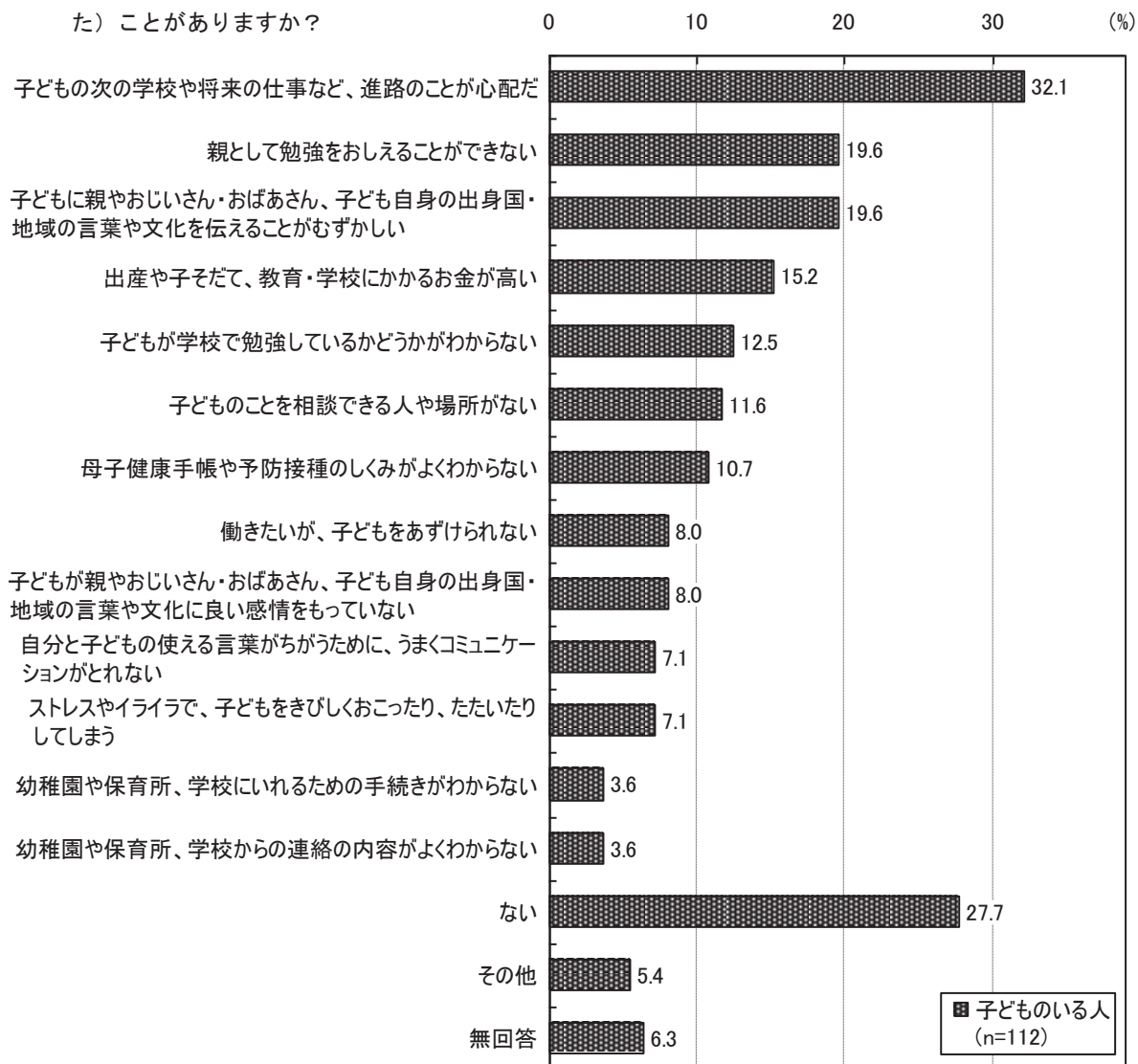
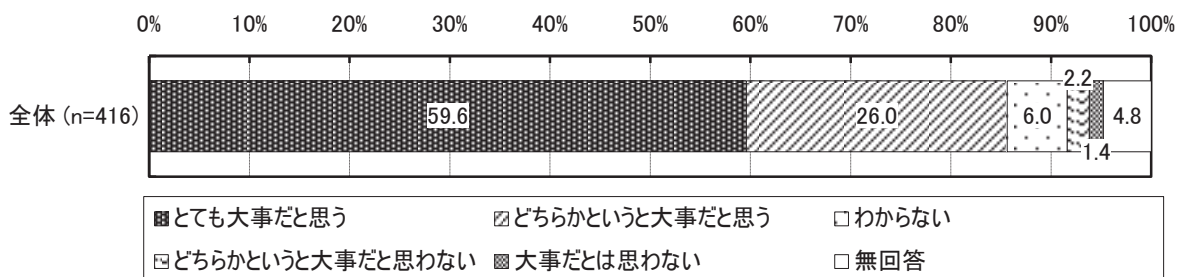


図21 日本で生まれ育った、外国にルーツをもつ子どもたちが、親や、おじいさん・おばあさんの出身国・地域の言葉、文化などについて、学んだり体験したりすることを、どう思いますか？



⑥ 交流や社会参加に関する実態と意識について（図22～図26・表2参照）

住んでいる地域の人々ときつきあいのある人は66%で、それはどういうときか、という問いには、「家の近く」や「仕事や職場」と答える人が多くなっています。

また、地域の人とのつきあいで困っていることについては、「つきあう機会が少ない」や「忙しくてつきあう時間がない」と答えた人が多く、次いで「言葉がわからず、なかよくなれない」ことをあげる人が多くなっています。

これらを反映し、今後については地域の人と友だちになりたいという人の割合が韓国・朝鮮以外の人では高くなっています。

また、今後してみたいこととして、通訳・翻訳などで困っている人を助けることが30%、自分が先生になり出身国・地域の文化・言葉等を紹介することが27%と、社会参加・貢献活動への意向が示されています。

図22 あなたは、あなたが住んでいるまちの人たちと、つきあいがありますか？

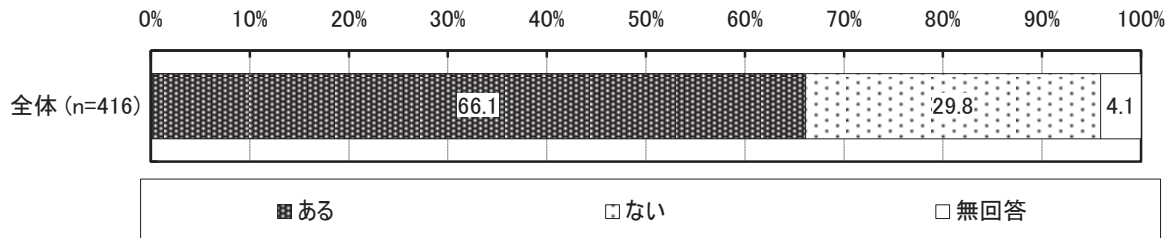


図23 つきあいがあるのは、どういうときですか？

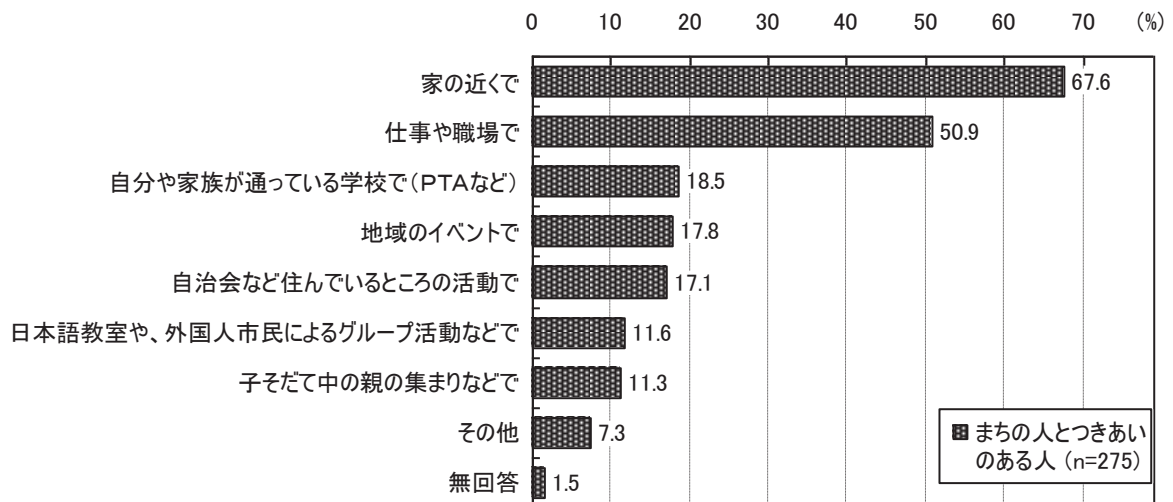


図24 住んでいるまちの人とのつきあいで、困ることがありますか？

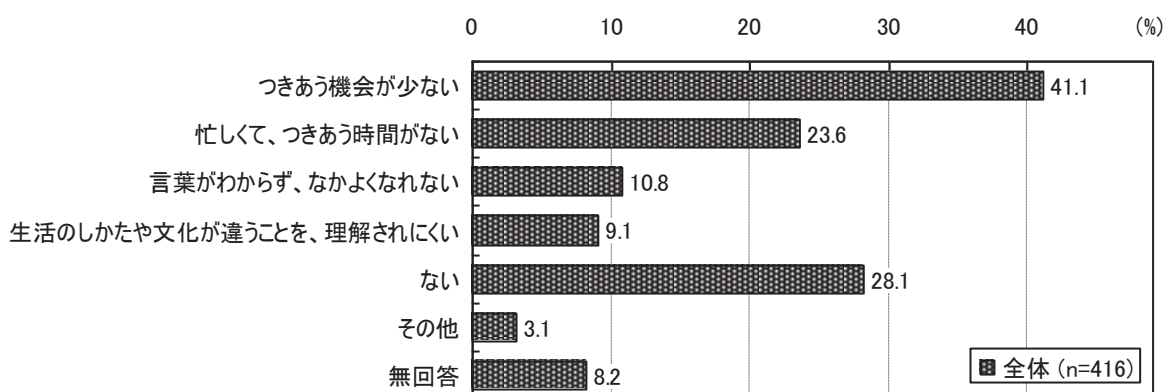


図25 あなたは、住んでいるまちの人たちと、どのような交流をしたいと思いますか？

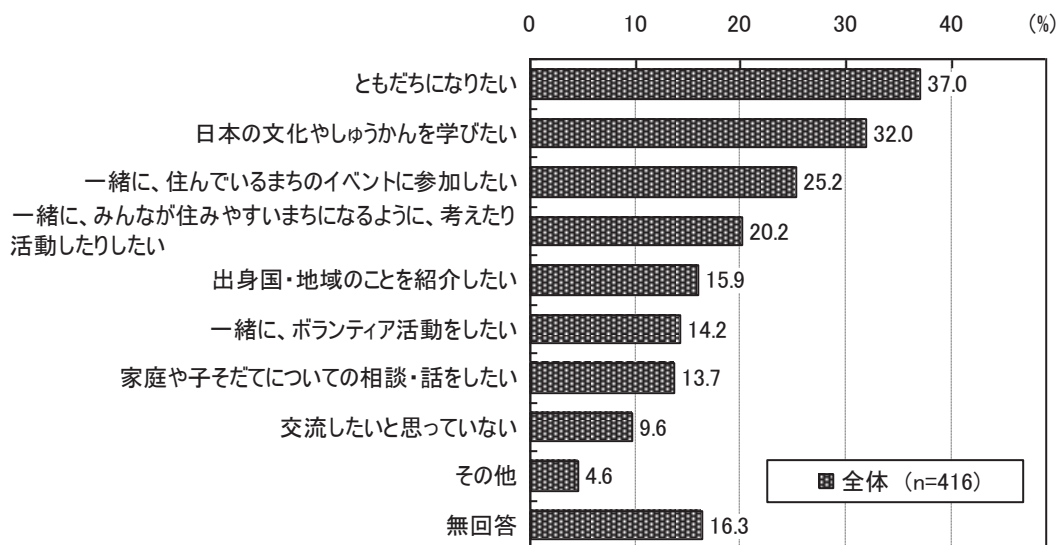
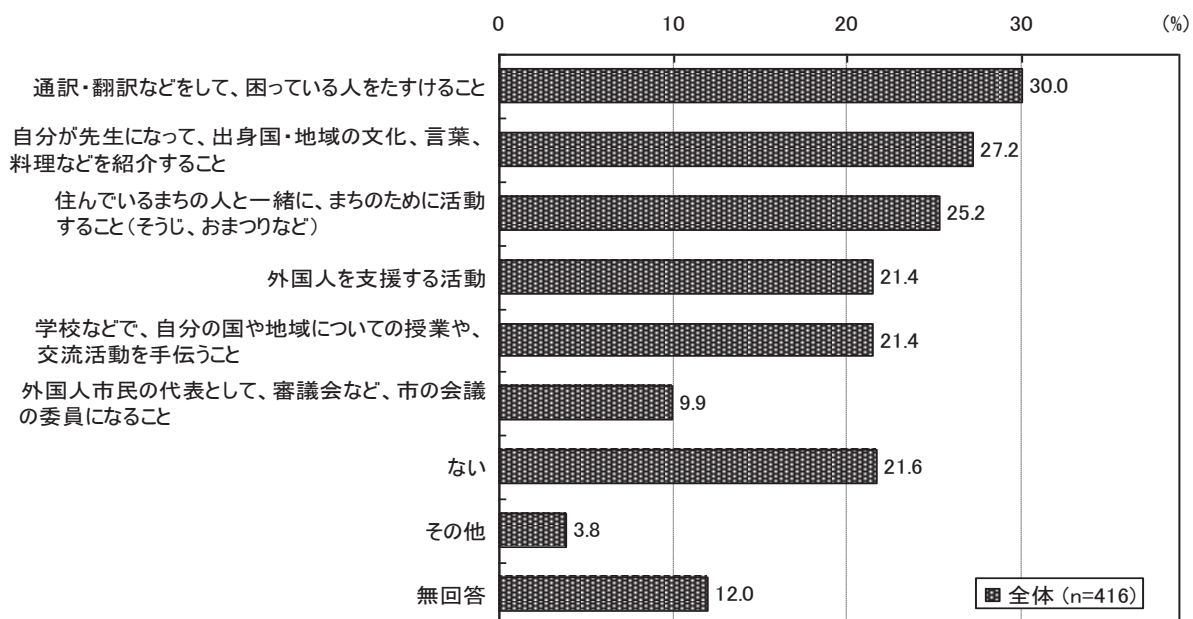


表2 図25の内訳

(複数回答)	全体		韓国・朝鮮		中国等		アジア		欧米等		その他の国籍	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1 日本の文化やしゅうかんを学びたい	133	32.0	20	12.3	44	43.6	32	60.4	26	36.1	11	40.7
2 出身国・地域のことを紹介したい	66	15.9	10	6.1	18	17.8	14	26.4	17	23.6	7	25.9
3 一緒に、住んでいるまちのイベントに参加したい	105	25.2	25	15.3	34	33.7	14	26.4	26	36.1	6	22.2
4 一緒に、みんなが住みやすいまちになるように、考えたり活動したりしたい	84	20.2	33	20.2	20	19.8	13	24.5	13	18.1	5	18.5
5 家庭や子どもについての相談・話をしたい	57	13.7	15	9.2	27	26.7	8	15.1	6	8.3	1	3.7
6 一緒に、ボランティア活動をしたい	59	14.2	12	7.4	21	20.8	11	20.8	15	20.8	0	0.0
7 ともだちになりたい	154	37.0	30	18.4	53	52.5	30	56.6	35	48.6	6	22.2
8 交流したいと思っていない	40	9.6	25	15.3	6	5.9	2	3.8	6	8.3	1	3.7
9 その他	19	4.6	9	5.5	1	1.0	2	3.8	5	6.9	2	7.4
無回答	68	16.3	52	31.9	2	2.0	2	3.8	6	8.3	6	22.2
n(回答者数)/構成比(%)の合計	416	188.7	163	141.6	101	223.8	53	241.6	72	215.1	27	166.5

図26 次のうち、あなたがやってみたいものをえらんでください。



(2) 日本人市民アンケートの回答者

日本人市民アンケートでは、年代が高いほど回答者が多くなっています。

回答者のうち、日本語以外の言語を理解したり話せる人は27%で、そのほとんどが英語です。また、77%の人が何らかの海外渡航・滞在経験を持っており、外国人とのつきあいがあるという人は34%で、年齢が若いほど多くみられます。

① 外国人に対する関心(図27～図31参照)

市内に多くの外国人が暮らしていることをよく知っている人は12%にとどまっています。また、外国人には日本社会で生活のしづらさがあると思う人は56%で、外国人が抱えている問題として、文化や習慣の違いが理解されないことや、容姿・言葉・宗教・国籍などを理由に疎外されること、子どもの教育に関することなどをあげる人が多くなっています。

地域や職場で外国人が増えることによる影響については、「外国の言葉や文化に触れる機会が増える」が56%、「社会に多様性が生まれる」が55%など、半数以上が肯定的に捉えています。一方で住環境や治安が悪くなるという人も男性を中心にみられます。

また、外国人とかかわる際の受容度を尋ねた質問では、より身近に接する内容ほど受容できない人が増える傾向が見受けられます(図31参照)。

図27 あなたは、豊中市内に多くの外国人市民が暮らしていることを知っていましたか。

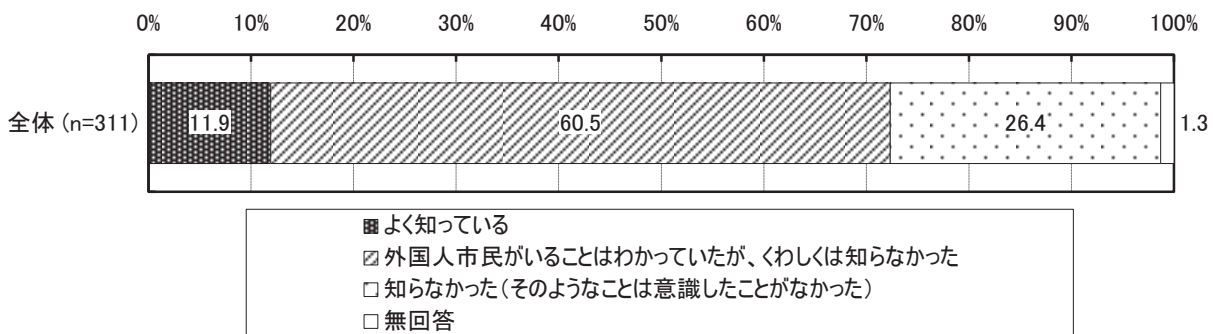


図28 あなたは、外国人には、日本社会での生活のしづらさがあると思いますか。

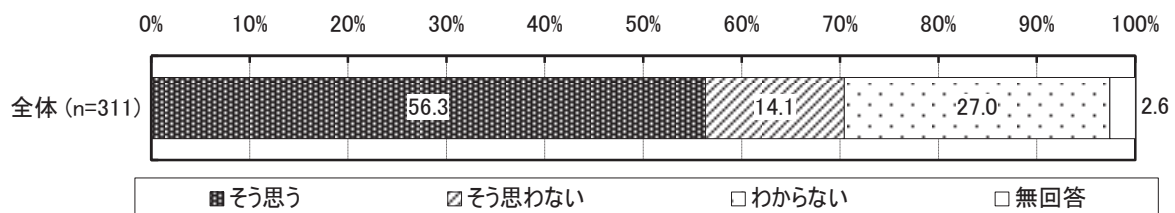


図29 外国人は、どのような問題を抱えていると思いますか。

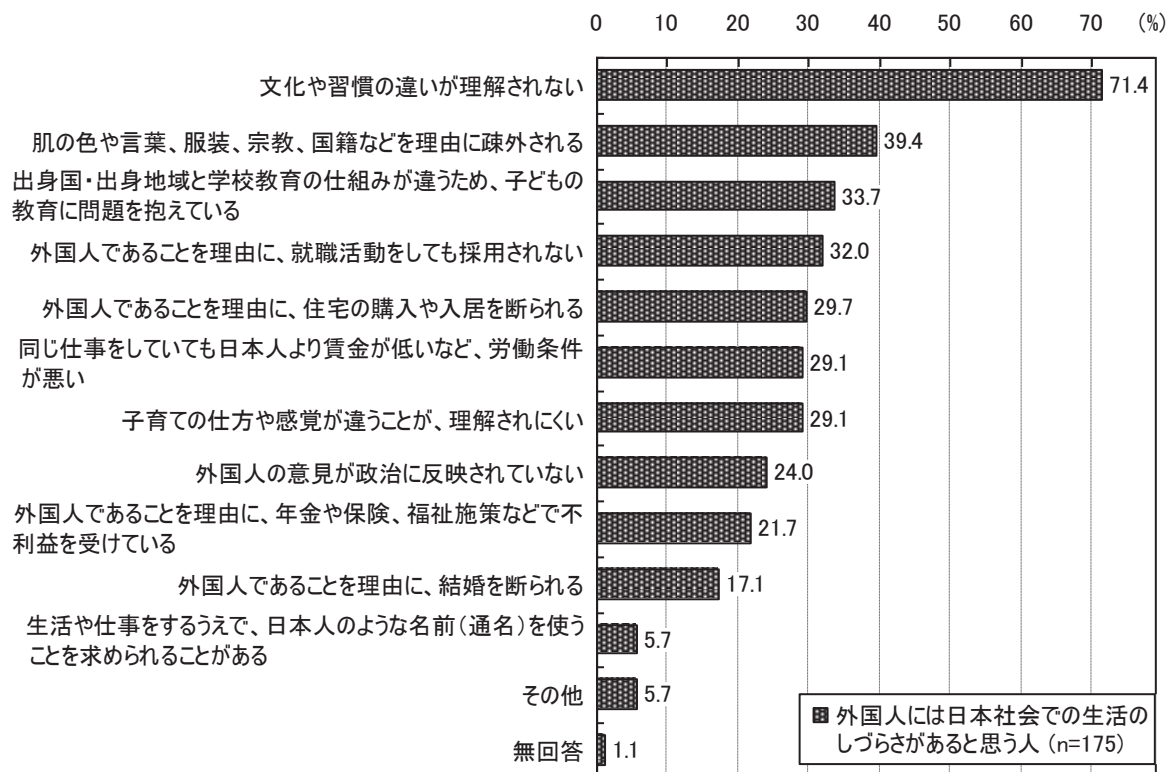


図30 あなたは、地域や職場などに外国人が増えることで、地域社会にどのような影響があると思いますか。

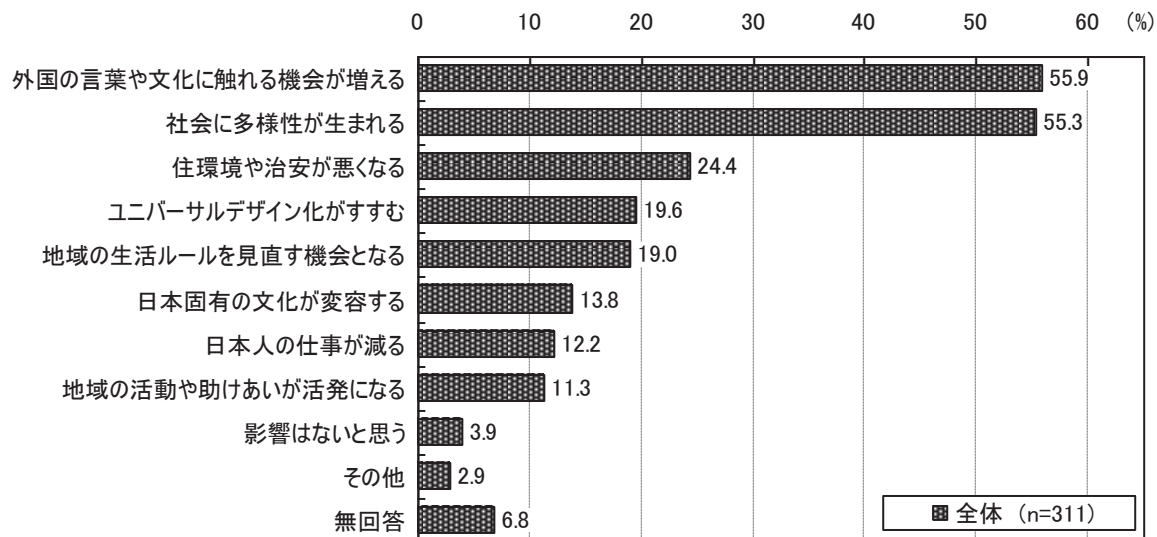
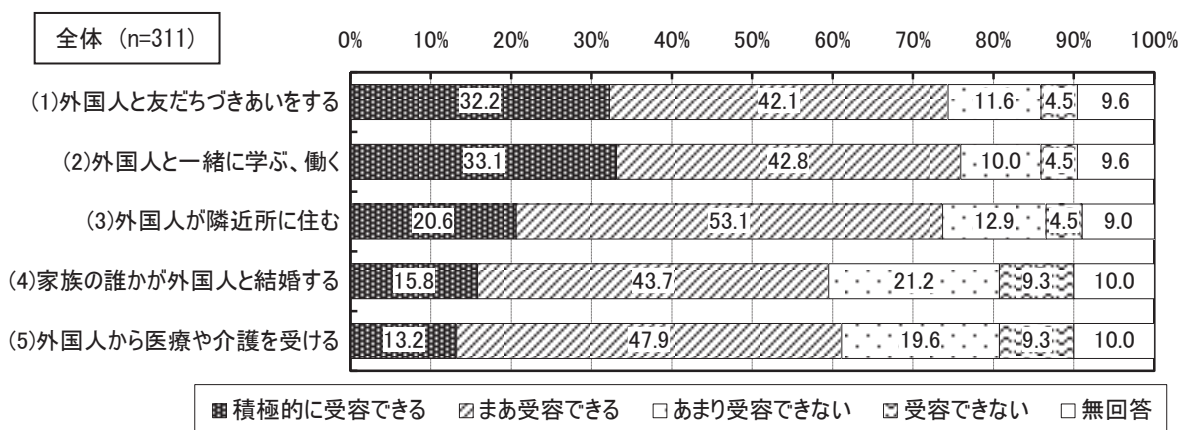


図31 次のようなかたちでの外国人との関わりに対して、(1)から(5)のそれぞれについて、もっともあてはまるものを1つ選んで○をしてください。



② 外国人との交流に対する意識 (図32～図36参照)

外国人とのつきあいがある人では、仕事や職場、友だちとしてつきあう人が多くを占め、近所づきあいを通じてつきあっている人はほとんどみられません。

また、外国人とのつきあいには多くの人が日本語を使うと答えていますが、一方で外国人とのつきあいで壁になっているものとして「言葉の違い」をあげる人が最も多くを占めています。

地域の外国人との今後のかかわりについては、「今のままでよい」という人が34%、「かかわりをもっと深めていく」ほうがよいという人が25%となっています。

また、交流の内容では、外国人から出身国・地域の文化や習慣を学ぶこと（交流イベント、各種体験など）への関心が高くなっています。

図32 外国人とつきあいがあるのはどういうときですか。

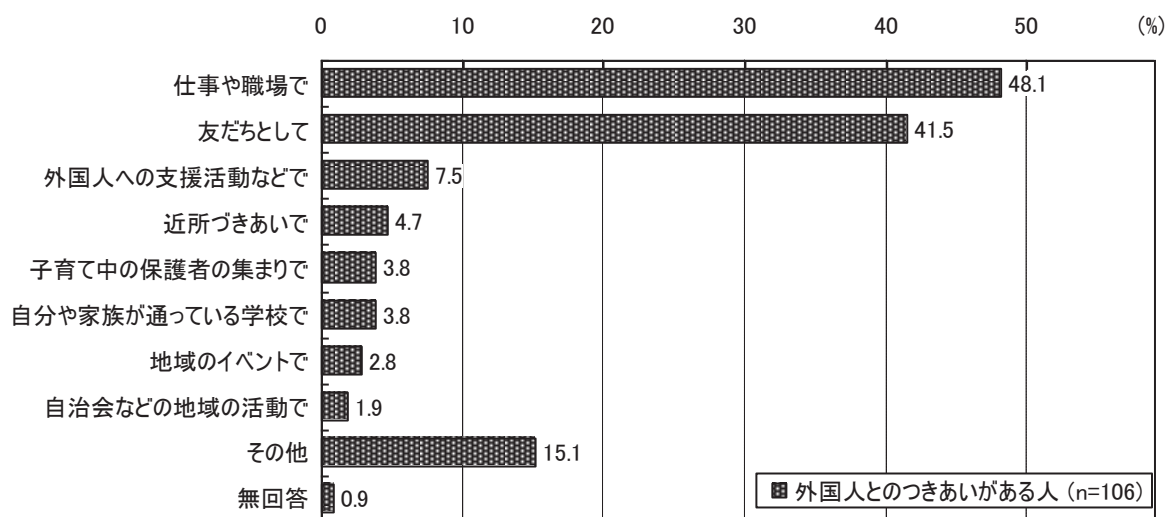


図33 外国人とのつきあいでは、どの言葉を使っていますか。

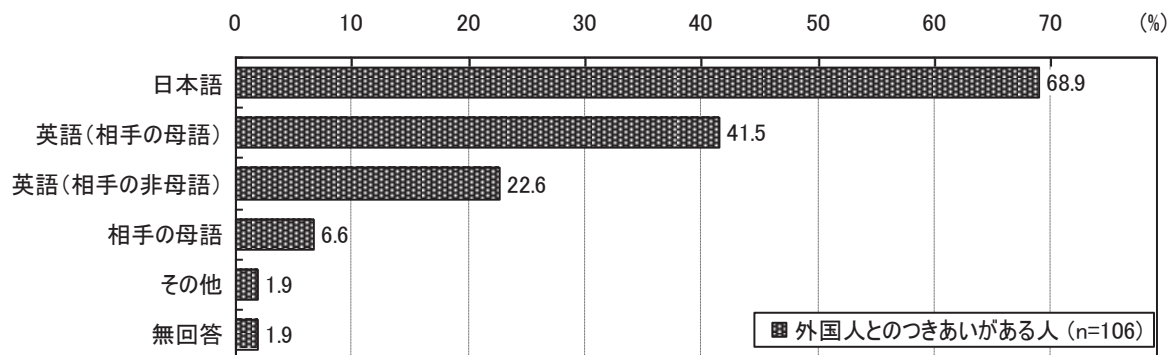


図34 あなたが、外国人とつきあうにあたり、壁になっていると感じるものがありますか。

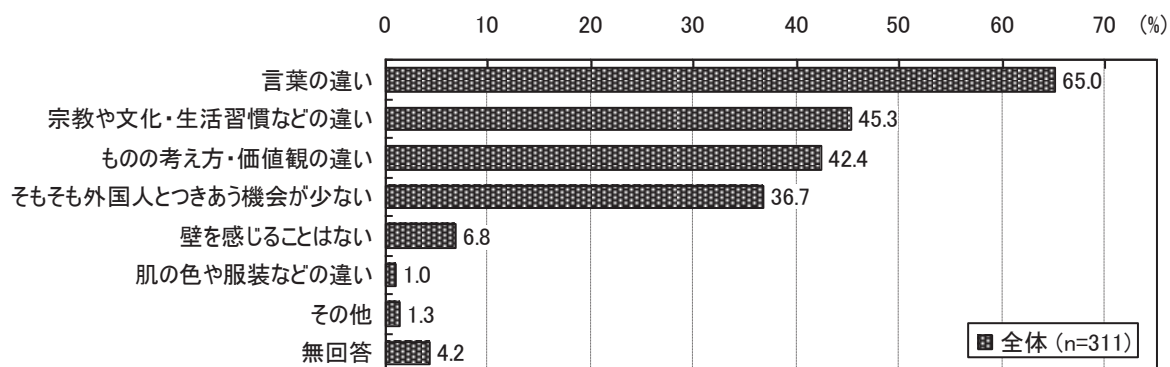


図35 あなたが住んでいる地域では、今後、外国人市民との関わりをどのようにしたらよいと思いますか。

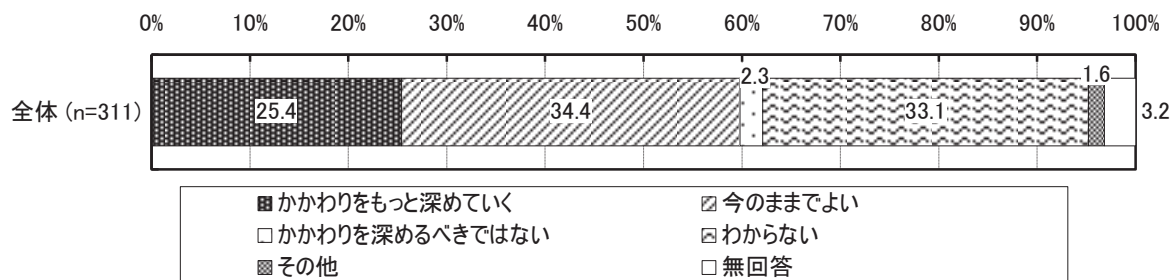
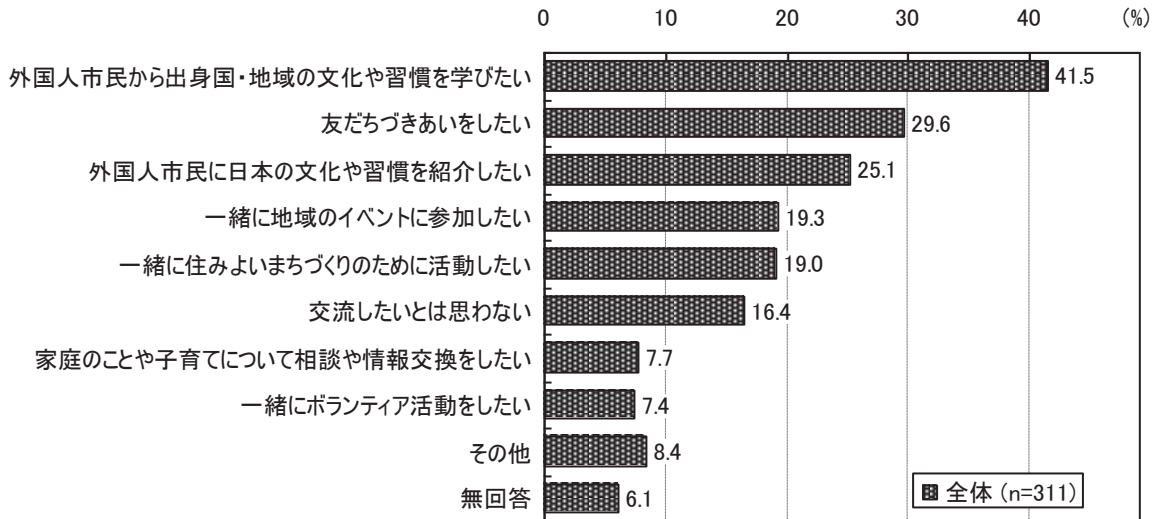


図36 あなたは、地域の外国人市民と今後どのような交流をしたいと思いますか。



③ 多文化共生のあり方に関する意識 (図37～図39参照)

「多文化共生」について、言葉も考え方も知っている人は14%にとどまっています。

日本に住む外国人の考え方について尋ねたところ、「日本人は外国の言語や文化を学び、外国人の背景を理解するほうがよい」という人が多くを占めました。

また、外国人に対して、日本社会にとけこむよう日本の習慣やルールを学んだほうがよいと考える人や、日本の言語や文化を身につけるよう努力したほうがよい、そのために行政は援助するほうがよいと考える人が多くを占めています。

一方、外国人が出身国・地域の言語や文化を守れるように行政が援助することについては肯定的な人が54%、否定的な人が38%となっています。

今後、行政施策として力を入れるべき取り組みとしては、「外国人市民がいろいろな相談をしやすくする」ことや「日本語を学ぶ外国人市民を支援する」こと、「外国人市民の子どもがしっかり学べるようにする」ことなどが重要視されています。

図37 「多文化共生」という言葉・考え方について、どの程度知っていますか。

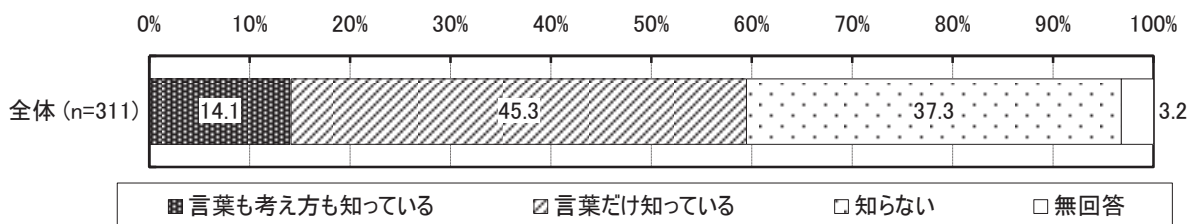


図38 日本に住む外国人に関する次の意見について、あなたはどのように思いますか。

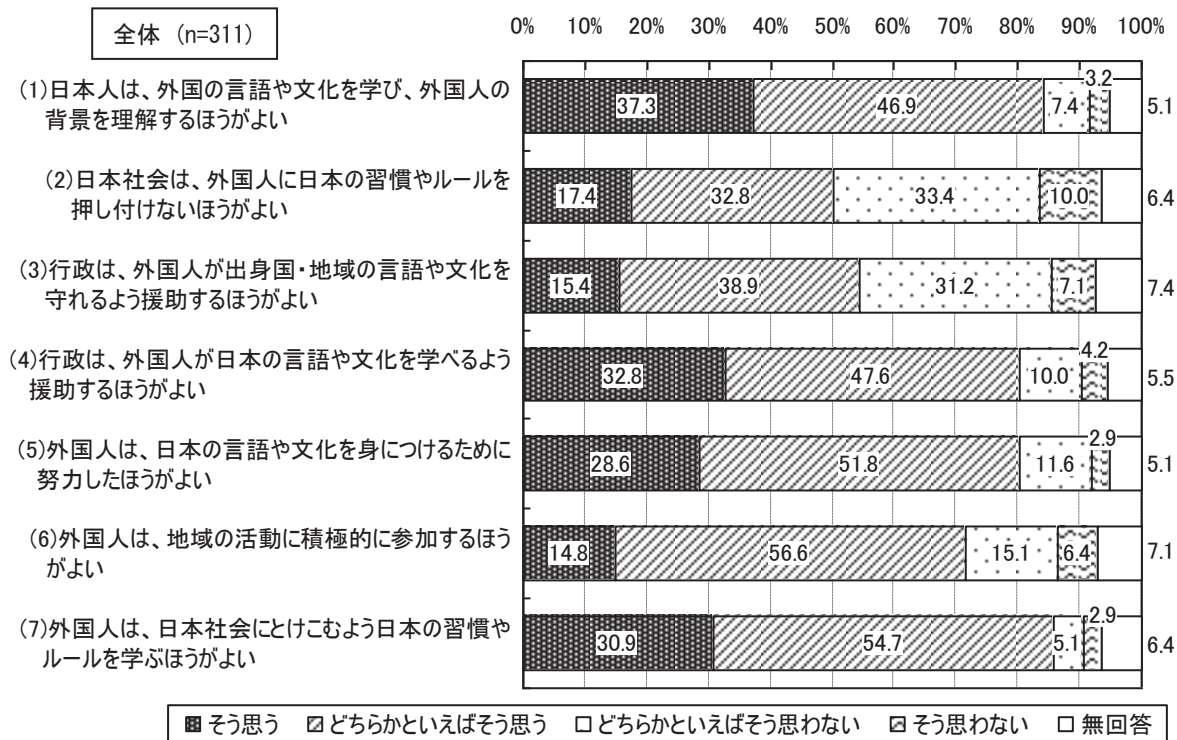
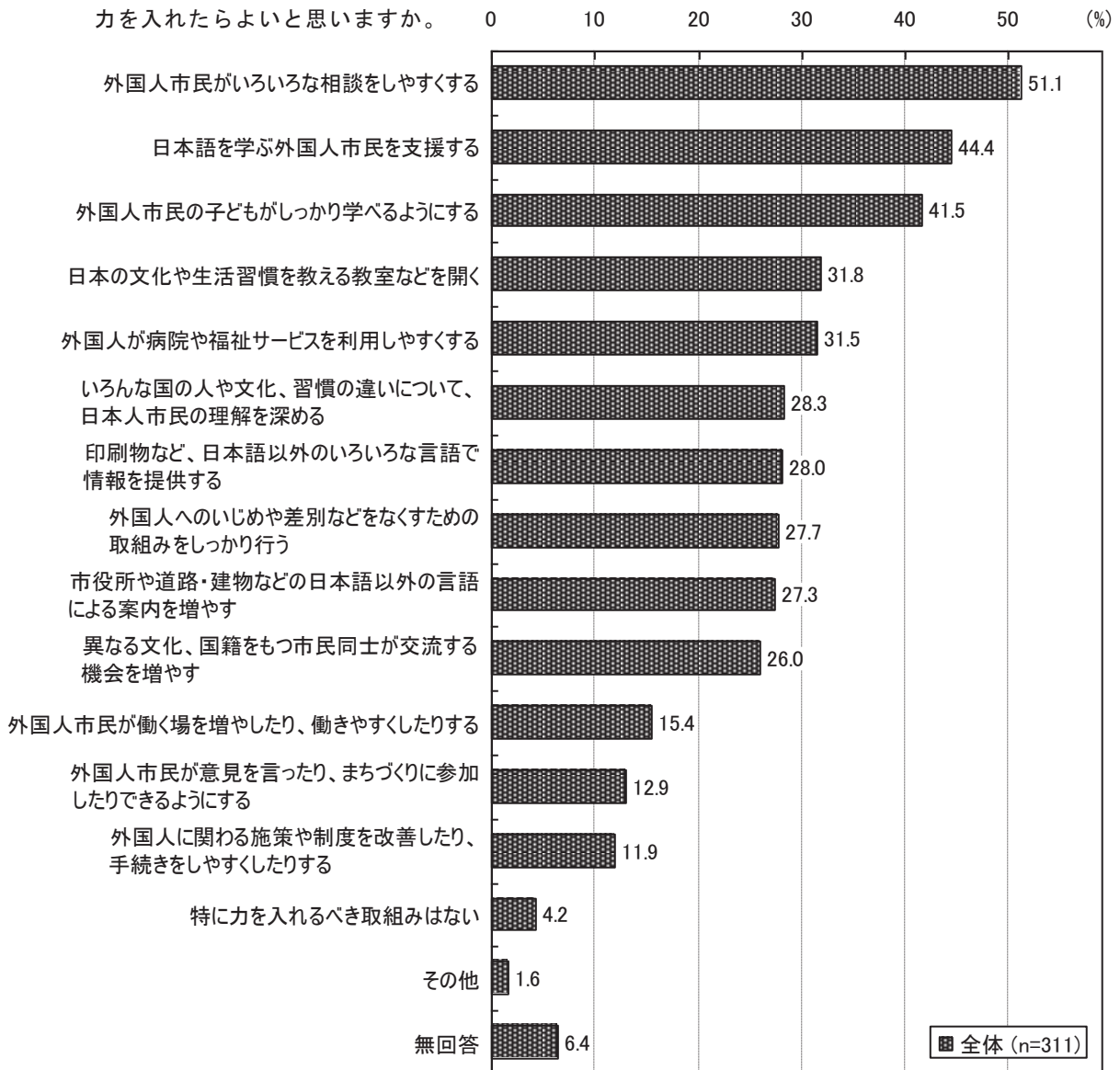


図39 異なる文化や価値観を認め合い、支え合って、共に地域で暮らす「多文化共生のまちづくり」に向けて、豊中市は、今後どのような取り組み（施策・事業）に力を入れたらよいと思いますか。



3. 国際化・多文化共生に向けた取り組み状況と今後の課題

(1) 人権擁護と国際理解の推進

① 啓発活動の推進

市民一人ひとりの人権意識を育むため、市民や事業者、行政職員等への講座・研修、啓発活動をさまざまな形で行ってきました。しかし、アンケート調査の結果から、市内に多くの外国人が住んでいることを日本人回答者の約25%の人が知らない、あるいはそのようなことを意識したことがないと答えていることや、多文化共生という言葉も考え方も知っている人は14%程度となっており、引き続き人権意識の醸成に向けて取り組むとともに、今後は、多文化共生についての広報の充実や、きめ細やかで効果的な啓発活動や学習機会の提供を図っていく必要があります。

② 異文化理解の促進、人類共通の課題に関する学習の推進

学校や幼稚園・保育所等において、さまざまな国・地域の文化を学ぶ国際理解のための教育・保育を実施するとともに、多様な文化の理解・体験、地球環境問題や国際協力活動などに関する市民向け講座・イベントなどのほか、市民団体と連携した事業や外国人が日本の文化を体験する事業など、多様な取り組みを行っています。

引き続き、これらの取り組みの充実を図るとともに、今後は、多文化共生の考え方や理念を深く理解してもらうために、講義形式などにとどまらず参加型企画や体験学習を充実させるなど、市民にとって一層魅力のある交流・学習機会を提供していく必要があります。

(2) 学校教育の国際化

① 渡日、帰国児童・生徒の教育

「在日外国人教育基本方針」に基づき、児童・生徒の日本語指導や学校への通訳の派遣、相談体制の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。しかし、対象となる児童・生徒が増加する一方で市内の各所に分散して通う状況にあること、多国籍化にともない通訳等の多言語対応を図る必要が生じていること、生活上は不便を感じなくとも学習言語の習得には至っていない児童・生徒について進学時に困難な状況が発生していることなど、児童・生徒個々の事情に応じたきめ細かな対応が必要となってきました。

また、子育てや教育について悩みや不安を抱いている保護者とのコミュニケーションや保護者相互のネットワークづくりが必要となってきました。

② 民族教育の推進

在日韓国・朝鮮人児童生徒に対する民族教育のほか、その他の外国にルーツを持つ児童生徒に対する取り組みも行うなど、民族的アイデンティティを育てるための学びの場を設置し、母語・母文化の習得支援に努めています。アンケート結果でも明らかになったように、子どもたちに出身国・地域の言葉・文化を学ばせたいとの保護者の要望は強いと考えられることから、親子のコミュニケーションを円滑に図るうえでも、母語・母文化を学ぶ取り組みは今後とも力を入れて進めるとともに、その意義について日本人の理解を促進していく必要があります。

③ 国際理解を深める教育の推進

地域に住んでいる外国人などを小学校に講師として派遣し、外国語・外国文化などに親しんでもらう体験活動や、中学校への外国語指導助手の派遣、大阪大学の留学生から

出身国・地域の文化や生活習慣を学ぶ機会を設けるなど、小・中学校における国際理解教育に積極的に取り組んできました。今後とも活発な教育が推進できるよう、教育をサポートする人材の活用に向けたしくみづくりなどを図っていく必要があります。

(3) 在住外国人施策の充実

① 生活支援の充実

ア 住宅

民間の賃貸住宅に入居を希望する高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯並びに子育て世帯が円滑に入居できるよう、住宅探しをサポートするために大阪府が行っている「大阪あんしん賃貸支援事業」等の普及啓発を行っています。また、多言語での住宅に関する相談については、市の外国人向け市政案内・相談窓口を通して対応するとともに、外国人向け広報で入居者募集について情報提供を行っています。今後は大阪府の「宅地建物取引業人権推進指導員制度」の周知などにより、宅地建物取引業者等への人権啓発も図っていく必要があります。

イ 保育

生後間もない乳児のいる家庭へ保育士等が訪問する際に指さし確認表を活用して保護者とコミュニケーションを図るとともに、外国人親子に遊びや仲間づくりの場の提供を行っています。また、保育制度についての多言語情報の提供に努めるとともに、多文化共生に視点をおいた保育を実施しています。一方で、言葉の問題から子育て情報や保育所の連絡等が保護者に十分に行き届かないこと、孤立しがちな保護者とのコミュニケーション、つながりづくり、保護者の悩みやつらさの把握などに課題があります。

ウ 医療・保険

医療機関の情報については、多言語版「とよなか生活ガイドブック」等で提供しています。また、市立豊中病院では多言語による診療ガイドブックや問診票を用意しており、あらかじめ来院予約がある場合は、市民団体に通訳を依頼し対応しています。

今後は、多言語対応が可能な医療機関や通訳サービスに関する情報の把握と提供の充実を図る必要があります。

健康保険については、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行にともない、3か月を超えて市内に滞在する外国人は住民基本台帳に登録されることとなり、長期的に滞在しない人も国民健康保険制度の対象となったことから、制度の周知に努める必要があります。

エ 保健

多言語による予防接種制度案内や母子健康手帳などを配布するとともに、外国人向け広報において、予防接種や健康診査などの保健サービスに関する情報を多言語で提供しています。また、必要に応じて、外国人向け市政案内・相談窓口を通じた多言語通訳や、とよなか国際交流センターと連携した、保健師による個別相談や家庭訪問などを行っています。今後も、関係部局並びにとよなか国際交流センター間での連携体制の充実を図るとともに、保健サービスに関する情報が本来必要とする人に必要なときに届くよう、提供方法の充実が求められます。

オ 福祉

福祉制度やサービスに関する多言語での情報提供は、制度の内容が複雑かつ短期間

で変わるものが多く、技術的な問題もあり、すべての情報を多言語で提供することは困難な状況となっていますが、「広報とよなか」に掲載される福祉制度やサービスに関する重要な情報については、外国人向け広報などで多言語による発信を行っています。

また、福祉制度やサービスが必要と思われるケースについては、本市やとよなか国際交流センターの相談窓口で受け付けるとともに、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携し対応に努めています。

カ 雇用・労働

労働者の雇用に関する事業者への啓発については、パンフレット等の媒体を通じて法制度等の通知を行っています。一方、外国人労働者からの相談については、とよなか国際交流センターの相談窓口を利用する人が多く、雇用・労働に係る担当課と連携し個別対応を行っています。

キ 防災・救急

防災・救急に関する情報提供については、「とよなか生活ガイドブック」で災害時の対応と情報源について紹介しているほか、災害時の一時避難場所および災害時避難所の案内標識の多言語化を行っています。また、119番通報があった際には多言語での応答案内ができるよう備えるとともに救急活動時には多言語版救急情報シートの活用を図っています。防災訓練や救急救命講習についても実施の依頼を受けて対応していますが、近年は実績が少ないことから、講習について周知を図る必要があります。

また、アンケート調査の結果から、災害時の情報入手方法や避難所情報などが十分に周知されていないという課題や、災害時の多言語対応を希望する声が多くみられたことから、災害時の外国人への情報提供、相談体制の確立についても今後の課題となっています。

ク 暮らし

消費生活に関する情報については、市のホームページ（生活情報センターくらしかんのページ）において英語での情報提供を行っています。これまで、多言語対応のニーズは少ないものの、対応方法などは検討していく必要があります。

また、特に来日して間もない外国人と地域の人との交流や人間関係づくりや、社会や地域に参画して貢献したい外国人の意向に応えるため、外国人の主体性を尊重しながら、自治会など地域社会に参加しやすい環境づくりや社会・地域に貢献できる機会づくりなどが必要になっています。

さらに、生活をより豊かなものにするため、スポーツ・文化活動などへの外国人の自発的参加やそれらの活動を通じた地域交流が進むよう情報提供などを充実していく必要があります。

② 日本語学習の充実

とよなか国際交流センター・人権まちづくりセンターや公民館など市内各所で多様な主体による日本語学習のための講座・教室を設け、学習の機会を提供しています。また、とよなか国際交流センターにおいて日本語指導のためのボランティアの養成を行っており、毎年多くの受講生が参加しています。

今後、各主体間で取り組み内容や指導方法、指導内容などの情報交換・共有を図ることで、より効果的な日本語学習・日本語指導について研究していく必要があります。

③ 在住外国人施策充実のための条件整備（多言語通訳者の派遣体制の整備）

教育委員会では必要に応じて各学校への通訳者の派遣などを行っており、市役所に来庁された方については依頼にもとづいて相談員（英語・中国語）を派遣しています。

その他、必要に応じて公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）の「トリオフォン」⁸などの通訳サービスを紹介しています。

（4）行政の国際化

① 外国人向け市政案内・相談窓口の設置

市役所内の市政案内・相談窓口に、英語と中国語の通訳者を配置し、相談や他部局からの通訳依頼に対応するとともに、転入者に対する個別オリエンテーションを実施しています。また、とよなか国際交流センターでは9言語⁹での面談や電話による生活相談を実施しています。今後は、市のさまざまな相談窓口との一層の連携を図っていく必要があります。

② 行政情報・多言語情報の提供

「とよなか生活ガイドブック」（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語）を発行し生活関連情報の提供を行うほか、ごみの出し方等についての多言語版のチラシ、DVDを作成し情報提供を図っています。しかし行政情報については、アンケート調査結果や外国人市民会議での意見等では、必ずしも必要とする情報が十分に行き届いていないなどの課題が見受けられることから、今後、その方策を検討する必要があります。

また、市内の図書館では外国語の図書、雑誌、新聞等を収集し貸出・閲覧を行っていることから、その周知を図るとともに、引き続き幅広い資料の収集・提供に努める必要があります。

③ 外国人市民の市政参加

平成12年(2000年)11月に「外国人市民市政参加検討委員会」を設置し、外国人市民の市政参加のあり方について検討を行い、平成17年(2005年)7月に「外国人市民会議」を設置しました。2年1期でこれまで4期を重ね、年に5回程度会議を開催し、さまざまな視点から意見を受け、市政に反映させています。

また、平成19年(2007年)に制定した「豊中市自治基本条例」に基づき、市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む）は、市民投票の実施を請求し、投票権を有すると規定しています。

④ 国際化に対応した職員の養成、活用

多文化共生のまちづくりをすすめるためには、職員が国際化や多文化共生についての理解を深め、日常業務の遂行を通してその担い手の一員となるよう努めなければなりません。そのため、研修などで必要な知識や能力を身につけるとともに、職員が有する能力の活用も図る必要があります。

⑤ 公共施設の国際化対応

市役所内の案内表示を多言語で表記するとともに、道路等の案内表示・標識のほとん

⁸ トリオフォン：多言語での通訳が必要な相談者から電話があった場合、自宅などに待機している対応言語の登録相談員に同じ電話機を用いてつなぎ、相談者と相談員、そして登録相談員の3者が同時に通話できるものです。このトリオフォンにより多言語対応が随時できるようになっています。

⁹ 平成25年(2013年)10月末現在。

どについても、固有名詞はローマ字、普通名詞は英語で表記しています。

また、英語版の「とよなかマップ」を作成し、公共施設等を地図上に示しているほか、代表的な施設の写真や説明文も掲載しています。

(5) 国際交流と国際協力の推進

① 姉妹都市交流・都市間交流の推進

姉妹都市であるサンマテオ市（アメリカ合衆国カリフォルニア州）との交流は、高校生英語弁論大会の開催やその優秀者のサンマテオ市への親善派遣、少年野球チームの交流など市民主体の交流が行われ、市もそれらを支援しています。また、教育分野では、「ユネスコスクール」のネットワークを活用し、加盟校では毎年、韓国、タイ、アメリカ、ニュージーランドなど海外都市の加盟校との交流を実施しています。今後も、これまでの親善交流を大切にしながら、交流の促進を図る必要があります。

② 関係機関との連携による国際協力

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）から研修生などの受け入れ要請があった場合、対応することとしています。また、JICAが実施している青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの派遣事業のPRを行っています。

また、消防・救急用車両の有償譲渡などを可能な範囲で行っています。

③ 留学生支援

留学生の多くは、大阪大学国際交流会館に在住していますが、市営住宅においても入居資格を満たす留学生を受け入れています。今後、市営住宅に関する情報提供の充実や、大阪府の「大阪あんしん賃貸支援事業」等の一層の周知を図っていく必要があります。

また、充実した留学生生活をおくることができるよう、とよなか国際交流センターの留学生ホストファミリー事業の充実や、留学生支援等を行う市民団体などが活動しやすい環境づくりが必要になります。

④ 事業所の国際協力

事業所を対象とした企業における人権尊重やCSR、企業コンプライアンスなどについての啓発や研修を行ってきました。今後とも、これらの取り組みを充実させるとともに、外国人研修生の受け入れ・ボランティア団体への支援などをすでに行っている事業所や、また、これから行おうとしている事業所に対する情報提供や研修支援のためのしくみづくりに取り組む必要があります。

(6) 市民主体の活動の推進

とよなか国際交流センターでは、国際交流・多文化共生などについての理解を深める事業を実施するとともに、市民グループなどによるボランティア研修やセミナー、イベントなど、国際協力や外国人支援などのさまざまな事業を進めています。今後、市民グループの交流や情報交換の機会提供、市民公益活動を支援する制度の周知などを通して、市民主体の活動を支援する必要があります。

第2章 基本的な考え方

1. 基本理念

多文化共生のまちづくりは、外国人が住みよいまちをつくるということにとどまらず、地域社会が豊かになり、復元力・耐久力（レジリエンス¹⁰）の高い社会になることであり、その結果、国籍やルーツに関係なくすべての人にとって住みよいまちになるという視点が大切です。そのためには、豊中市民すべてが協働¹¹して多文化共生のまちづくりを行っていくことが必要となります。

そこで、本指針の基本理念は、「さまざまな文化的背景を持った人が、人権尊重を基調に、お互いを理解し合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に暮らすまちの実現」とします。

2. 基本目標

前項で掲げた基本理念の実現に向けて、次の4つの目標を掲げます。

(1) 人権尊重の文化が根づくまち

多文化共生の推進にあたっては、だれもが自らの能力を発揮できる多様性を尊重したまちづくりをどのように進めていくかという視点が重要なテーマとなります。そして、多様な能力を活かし合うには、さまざまな国籍や民族、文化的背景を持つ人々が相互理解を深め、互いの存在を認め合い、すべての市民が差別や人権侵害を受けることなく、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる人権に根ざした文化を創造することが大切です。

このため、外国人も市民であり地域の一員である、という視点が広く地域に浸透し、すべての市民の人権が尊重されるよう、教育・啓発などの施策を推進していきます。

(2) 外国人市民が安心して暮らせるまち

国籍やルーツに関係なくすべての人が安心して暮らせるまちの実現のためには、外国人も日本人も同じ生活者であるという視点が重要になるとともに、生活を豊かなものにするためには、さまざまな情報やコミュニケーションが必要となります。

このため、保健・医療・福祉・防災など生命や財産にかかわる行政情報が的確に伝わるように多言語による情報提供を充実させるとともに、日本語学習機会の充実や、関係部局間の連携などを通じた外国人にとってわかりやすい相談体制の整備などの施策を総合的に推進していきます。

(3) 多文化共生をみんなで進めるまち

復元力・耐久力（レジリエンス）の高い地域社会を構築するためには、すべての市民が地域社会を構成する主体であるという視点が重要になります。外国人も日本人も共に地域活動を行い、互いに接する機会を増やすことで、地域に暮らす住民としての一体感が生み出されるとともに、多様な主体性が発揮され、誰もが安全で安心して暮らせるまちや多文化共生社会を実現していくための礎ともなります。

¹⁰ レジリエンス：さまざまな困難や変化などに対する「復元力、耐久力、弾力性のあるしなやかさ」などと訳される言葉。近年、災害や世界的経済危機など、さまざまな危機にかかわって使われるようになっていきます。

¹¹ まちづくりという共通目標にむけて、市民・事業者・市民公益活動団体・行政などのそれぞれの主体が、対等な関係のなかで、互いの立場や特性を理解しながら、その実現をめざして共に行動する営みをいいます。

このため、まちづくりのさまざまな分野に外国人が参画しやすい環境を醸成するとともに、外国人の視点をまちづくりに活かしていくためのしくみづくりを進めていきます。

また、多文化共生の推進に向けた取り組みに、より多くの市民が参画できるよう、ボランティアなどの人づくりや市民団体・グループ等の育成、活動支援を進めるとともに、これらのネットワーク化を図り、本市全体で多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。

(4) 国際感覚にあふれたまち

さまざまな文化的背景を持った人が支え合って共に暮らす地域社会の実現のためには、世界の都市・地域との交流・協力や、国境を越えた人と人のつながり・相互理解を深めることや国際協力等を通じて、自らの住む地域社会の課題を改めて考えることも重要となります。

このため、市内のさまざまな国際交流・協力活動を行っている市民活動グループや団体等との連携や情報提供等の支援を進めながら、市民主体の姉妹都市交流・都市間交流の推進や国際協力・留学生支援の活性化に取り組んでいきます。

第3章 今後の取り組み方向

1. 人権尊重の文化が根づくまち

(1) 人権尊重・多文化共生の意識づくり

- ① 国籍や民族、言葉、文化などの違いを超えてすべての人が互いに認め合い、偏見や差別意識が解消されるよう、人権意識を育むための啓発・教育を行います。
- ② 市民や事業者などに『外国人も日本人も本市で共に暮らす市民である』という多文化共生の考え方を広く伝え、理解を深めてもらうために、広報紙やホームページなどの媒体を使つての啓発を行うとともに、多文化共生に関する講演会・イベント・研修の開催等を周知・支援します。

(2) 国際理解の充実と国際教育の推進

- ① 公共施設等で行われる生涯学習のなかで、自分とは違う文化や習慣などについて学び、体験することで、国際感覚や多文化共生意識を育むことができるよう、各種講座・セミナーなどの学習機会や、多様な文化を体験する機会を充実します。
また、学校教育では、グローバル社会で地球的視野に立って主体的に行動できる基礎能力などを育成するための国際教育を推進します。
- ② 外国人と日本人がふれあい、互いの文化への理解を深め、人と人とのつながりをより強めていけるよう、市民や市民団体、とよなか国際交流センターと連携しながら交流事業の充実を図ります。

(3) ルーツの尊重

外国にルーツを持つ人が、そのアイデンティティを確立できるよう、それぞれの言語・文化を学ぶ自主学習グループなどの育成、活動支援に努めます。

学校教育では、すべての児童・生徒が大切にされ、能力を発揮できる教育を推進するため、外国人の児童・生徒が本名を名のり本名で呼ばれるような環境を醸成していきます。

また、このような取り組みの必要性や意味について、教育・啓発を推進します。

2. 外国人市民が安心して暮らせるまち

(1) 情報発信・案内表示・相談支援体制の充実

- ① 外国人が、生活に必要なさまざまな情報を自ら収集・選択できるよう、市やとよなか国際交流センターのホームページなどの多言語化や理解しやすい表現の使用に努めるとともに、市が発行する多言語版「生活ガイドブック」の一層の周知や公共施設等における多言語資料の充実を図ります。
- ② とよなか国際交流センターや外国人向け行政案内・窓口相談など外国語に対応できる相談窓口・相談体制の充実を図るとともに、相談内容を施策に反映していきます。

また、多言語通訳充実のための条件整備や、通訳ボランティアを行っている市民団体の周知を図ります。

(2) 日本語や社会制度などの学習支援

- ① 日本語教室を実施する機関・団体と連携し、日本語の習得を希望する外国人に対する支援を充実します。

また、仕事やコミュニケーションなどニーズに応じた日本語学習支援を実施することで、就労や日常生活の充実へとつなげていきます。

- ② 外国人が地域社会で支障なく生活できるよう、日本の社会、制度、文化、生活習慣などの理解につながる情報を効果的に提供していきます。

(3) 就学の保障と学習支援

- ① 就学していない子どもの把握に努めるとともに、すべての義務教育年齢の子どもが就学できるよう、子どもの学ぶ権利の保障について保護者へ啓発を行います。
- ② 日本語指導の必要な児童・生徒が、日常生活や学習に必要な言語の習得にとどまらず将来にわたって地域社会で活躍できる力をつけられるよう、学校への通訳の派遣や日本語指導の充実、市民団体との連携などを通じた学習支援に努めます。
- ③ 学校からの通知文やお知らせなどに使用する漢字へのふりがな（ルビ）併記など、日本語の理解が不十分な保護者への配慮に努めるとともに、学校生活や学校行事等における文化や習慣の違いなどについても保護者への丁寧な説明や配慮に努めます。
- ④ 日本語指導が必要な高校生や若者への学習支援を行うとともに、「外国人生徒入学選抜」を実施している府立高校についての情報提供や「中学校卒業程度認定試験制度」の周知を図ります。
- ⑤ 就学や学校生活、進路など教育全般にかかわる相談体制の充実に努めます。特に進路状況の把握に努め、関係機関と連携を密にしながら適切な指導を行います。

(4) 生活支援体制の充実

- ① すべての人が健康で安心して暮らすために、医療や保健、福祉分野における制度やサービス等について、必要とする人に必要とするときに届くよう、多言語対応や多言語での情報提供に努めます。また、サービスの提供にあたっては生活習慣、価値観などの違いへの配慮に努めます。
- ② 保育・子育てに関する相談に対応するため、「多文化子育てボランティア」の育成や、外国人も安心して子育てができる場づくり、子育てに関する多言語での情報提供等の充実を図ります。
- ③ 適正な雇用・労働環境を確保するために、事業主への啓発や労働者に対する多言語相談対応、多言語による情報提供の充実を図ります。
また、求職者を事業者につなぐための取り組みを進めます。
- ④ 消費者として安心して安全で豊かな消費生活ができるよう、多言語情報や相談体制の充実を図ります。
- ⑤ 生活の基盤である住居の円滑な確保を進めるため、市営住宅の入居情報の多言語での発信に努めるとともに、安心して民間住宅に入居できるよう大阪府が行っている支援事業の周知を図ります。
また、宅地宅建取引業者等への人権啓発制度などの周知に努めます。
- ⑥ 災害などの緊急時に備えて、外国人を対象とする防災・消防・救急関連情報が十分に行き届くよう多言語による情報の提供や周知に努めます。
また、災害発生時の外国人の支援体制の充実を図ります。

3. 多文化共生をみんなで進めるまち

(1) 多文化共生を進める人材育成とネットワークづくり

- ① 日本人と外国人が出会い、交流できる機会が増えるよう、とよなか国際交流センターの一層の周知を図るとともに、より誰もが利用しやすく親しみやすい施設をめざします。
- ② 海外経験の豊富な市民や多文化共生に関心のある市民などに、多文化共生にかかわる事業や外国人を支えるボランティア活動などへの参加を促進し、地域で外国人を支援するキーパーソンとなる人材を育成します。
また、地域社会における外国人のキーパーソンも育成することで、外国人の生活支援や地域参画を地域ごとで推進できるしくみづくりに努めます。
- ③ 多文化共生にかかわる活動をしているさまざまなグループや自助グループ、ボランティアなどが共に集まり、情報交換や連携のきっかけとなる機会をつくることで、多文化共生を進めるネットワークの構築につなげていきます。
- ④ 多文化共生に取り組む市民・市民団体をさまざまな媒体で紹介して地域の住民に知ってもらうことで、市民・市民団体が地域で多文化共生にかかわる活動を行いやすくする環境をつくっていきます。

(2) 市政や地域社会への参画促進

- ① 「外国人市民会議」の設置や審議会などへの外国人の参加促進など、外国人の声が市政に反映されるよう機会の充実に努めます。
- ② スポーツや文化活動の機会の創出や情報提供に努め、日本人と外国人が共に活動に参加することで、外国人の社会参加や相互理解の促進につなげていきます。
- ③ 地域における人と人がつながるきっかけづくりとして、地域で暮らす外国人と地域住民が共に多文化共生について考える機会を創出していきます。
- ④ 外国人などが講師となって母国語を教えるような機会を設定するなど、その能力や個性を發揮できるしくみづくりに努めます。
- ⑤ さまざまな文化的背景をもつ市民が共生する地域社会をつくるため、多文化共生にかかわる活動をしているさまざまな市民や市民団体、ボランティアなどと協力しながら、地域行事などのさまざまな活動に外国人が参加しやすいしくみをつくっていきます。

4. 国際感覚にあふれたまち

(1) 姉妹都市交流の推進

姉妹都市提携50周年(平成25年10月)を迎えた米国サンマテオ市との市民レベルを中心とした交流を継続するとともに、次代を担う子どもたちの教育分野における交流を進めていきます。

(2) 国際協力の推進

国際協力にかかわる関係機関と連携し、市民、団体・関係機関、事業者等が行う人材、技術等を活用した国際協力を進めるとともに、充実した留学生活をおくることができるよう、地域住民との交流事業や留学生の支援を行う市民団体等の活動の場づくりを進めていきます。

(3) 魅力あふれるとよなかの再発見

外国人の視点も取り入れた地域資源の発掘など、とよなかの再発見に取り組むとともに、本市の魅力の発信に努めます。

第4章 指針の推進に向けて

多文化共生社会の実現をめざし、市民、事業者、関係機関・団体等との連携・協働のもとに、多文化共生にかかわる施策を総合的に推進します。

1. 市の推進体制

「国際化施策推進会議」とその下に設置する「国際化施策連絡会議」を通して、多文化共生のまちづくりを総合的に推進します。

また、指針の着実な推進を図るため、取り組み状況の把握などの進行管理を行います。

2. とよなか国際交流センター

「とよなか国際交流センター」は、国際交流・多文化共生などの活動している市民団体等の支援、多文化共生に関する講座の開催および啓発、多言語での情報の収集および提供、外国人に対する相談およびさまざまな支援などの事業を実施しています。

多文化共生施策を推進する拠点施設として、今後、事業の一層の充実を図ります。

3. 市民や市民団体、事業者、関係機関等との連携

多文化共生の推進や外国人に対する施策の課題解決にあたっては、市はもとより、国際交流・外国人支援をはじめとするさまざまな市民団体や個人による自主的、主体的な取り組みや事業者、関係機関等の協力が不可欠になります。

このため、本指針に基づく施策の推進にあたっては、多様な主体がそれぞれの特徴や役割を認識しながら、協働して取り組みを推進できるよう相互の連携の充実を図ります。

4. 国、大阪府、他市町村との連携

多文化共生施策の推進にあたっては、国や大阪府と役割分担をしながら進めるとともに、市民の生活や活動の範囲は市内にとどまらないことから、他の市区町村と情報交換や連携をしながら取り組んでいきます。